

▼日程第1 一般質問

〔松尾文則議長〕 日程第1 これより前日に引き続き一般質問を行います。15番議員 原田一宏君。
〔15番 原田一宏君〕 改めましておはようございます。一般質問2日目、トップバッターの原田でございます。議長より許可を得ましたので、15番 原田一宏、通告に従い、一般質問させていただきます。私は地域みらい留学、有田工業高校全国募集に係る県外学生生活支援事業について質問いたします。まず、地域みらい留学とは、都道府県の枠を超えて北海道から沖縄まで日本の各地域にある魅力的な高校に入学し、充実した高校生活を送ることで都市部ではなかなか感じられない大自然に囲まれ、きれいな空気や静かな環境、その土地ならではの旬な食材を使った料理など五感を磨く環境のもと、また地元から進学した生徒や日本各地から集まってきた生徒、さらにその地域の人や文化との出会いから留学先の高校では様々な場面で人間力を養い、さらにそこではできない体験と新しいチャレンジをすることです。中学卒業後、3年間地域で過ごす「地域みらい留学 高校進学コース」と、高校2年生時に1年間地域で過ごす「地域みらい留学 高2留学コース」の2つの制度があります。北海道で8校、東北で11校、中部で4校、近畿6校、中国23校、四国14校、九州が10校、沖縄2校があり、ちなみに九州・沖縄では佐賀県で有田工業高校、熊本県で矢部高校、大分県で久住高原農業高校、宮崎県で高千穂高校、これは2年生のやつですね。飯野高校、これは3年間と2年生とあります。高鍋農業高校、鹿児島で古仁屋高校に、屋久島高校、南大隅高校、薩摩中央高校2年生、沖縄の辺土名高校と久米島高校があります。佐賀県では、先ほど申しましたように、有田工業高校が令和3年度に地域みらい留学に参画し、令和4年度からセラミック科とデザイン科で全国から県外生徒の募集を行います。この地域みらい留学、有工の地域みらい留学での県外生徒募集に伴い、町では生活支援事業が9月議会で追加補正されましたが、支援に至るまでの経緯はどのように進んでいったのか、協議内容や協議回数、協議メンバーなどについてお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 地域みらい留学についてのこれまでの支援に至るまでの経過についてご説明いたします。内容は先ほど議員が申されたとおりでありまして、今年1月に佐賀県教育委員会より、この地域みらい留学制度に佐賀県が参画をするというお話がありました。県内からはデザイン科、セラミック科ということで、特色ある有田工業高校1校のみの選定をするというお話でございました。有田工業高校の場合、地元で学生寮等を完備している状況ではありませんので、町

として留学生を受け入れるにあたっては住まいの確保、食事の確保、そういったところが重要になってまいります。みらい留学の生徒募集に関する広報等は有田工業校が行い、住まい及び地域活性化に関する支援等については有田町が担い、その両方の調整等を含めた総合的な調整を佐賀県教育委員会が行うという役割分担のもと協議を進めてまいりました。これまで今年1月から現在進行形で現在も協議を行っているところですが、寮がないという状況の中で学生の負担をできるだけ減らして留学生を集めやすい状況を完備するために住居費及び食費の一部を支援するという形で毎月3万円の支援を町が行うということで、前回の議会で債務負担行為の議決を頂いたところです。これまでの経過としましては、合同説明会なり、学校毎の個別説明会があっておりまして、合同説明会5回に304名の中学生が参加をされております。有工独自の個別学校説明会には42名の中学生が参加を頂いております。ちなみに10月16日、17日に有工現地でオープンスクールが開催され2家族2名の方が有工の方にお見えになって学校説明等を行われたというふうな状況でございます。

〔15番 原田一宏君〕現状と進捗ということで、今そこまで含めたところで課長から答弁がありましたけども。学校のオリエンテーション、10月学校訪問、併せて2家族の方がお見えになられたということですけど。他には、他にもう1家族や、もう1名いらっしゃるともお聞きしたんですけど、そこら辺の情報は分かっていらっしゃいますでしょうか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕最近1名の方がっていうお話は聞いておりますけど、具体的内容については把握はしておりません。

〔15番 原田一宏君〕その家族の方ですけども、一応有工を見て、そしてやはり気になるのが、やはり住環境であったり、食環境であったりということで、町内の住まいの環境のある所をご覧になられたとも聞きましたけども、やはりそれぞれの親御さんにとっては純然たる下宿というものがあるのか、それとも今有田では多分住環境と食環境は別になっているんじゃないかなとは思いますが、そこら辺がやはり心配になってくるのではないかと思います。行政や学校関係者だけではいろんな諸問題があると思いますけど、そのカバーをすることはなかなか難しいと思われまので、やはり町だけではなくて町民へのサポートのお願いとか周知というものはどのようにされているのかちょっとお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕住まいの確保というところと、食事の提供というところで議員が仰られたよ

うに食事付きの下宿が一番望ましいことではありますけども。広報8月号で町民の方々にそういった協力、全てではないにしろ何らかの協力を頂ける方を募集させて頂いて広報をいたしました。その中で住まいの提供を頂く可能性があるという方を含めて数件お問い合わせ等も頂いて、実現には至らなかった、条件が満たせなかったという方もいらっしゃいましたけども、住まいの提供先として3件の協力を今頂いているところです。その3件の方につきましては、食事の提供はちょっと困難ということで、食事の確保につきましては、現在、有田町の料飲店組合さんの方に協力をお願いしているところであります。寮がないという状況の中でどうしても町民の皆さん、料飲店組合、関係団体の皆さん方のご協力を得なければ学生の環境を整えるということが非常に難しい状況でありますので、引き続いてそういった関係者の皆さんのご協力をお願いしたいというふうに思っております。現在、料飲店組合さんの方には役員会等にお諮り頂いて、例えば夕食のみを町内の飲食店の方で高校生が例えば数十店舗のマップを作成して協力店という表示をさせて頂いて、学校帰りにその飲食店の方に立ち寄られて夕食を済まされるというふうな協力を頂けないかというお願いをしております。現在まで17店舗の協力を今頂けている状況です。学生が食事の面でいろんな選択することが可能な状況の一つでも多く作り上げるということが大切だと考えておりますので、引き続き、町民の皆さんはじめ関係団体等の方に協力をお願いをさせて頂きたいと考えております。

〔15番 原田一宏君〕今の答弁で次の次の2つの質問の答えまで出てしまいましたけども。一応、肅々と進めさせて頂きます。生活支援事業のこの町の説明では、有田町の目指す姿として県外からの生徒の受け入れによる関係人口の増加、高校を核としたまちづくりが上げられておりますけども、その取り組みとして生活環境の充実、生活の支援、学校と地域の交流を支援するとなっております。中卒の15歳の子どもが知らない新しい環境のもと生活するには住まいや食事、重要な問題となってきますし、親御さんもそこが一番心配ではなかろうかと思えます。住環境について、先ほど課長より説明がありましたが、町内、東地区、西地区ありますけどもそこら辺の数件と仰いましたけども、ある程度分かっているところで、東地区に何件、西地区に何件というのは分かりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕お答えします。少々お待ちください。現在把握しております17件のうちの協力店舗のうち、7件が西地区、10件が東地区という状況です。

〔15番 原田一宏君〕分かりました。次に食環境の整備ですけども、料飲店組合の方へ問い合わせ

をしたと言われましたけども、それも例えば西地区に何件、東地区に何件というのは分かりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 料飲店組合さんの方に会長さんの方にお話をさせて頂きまして役員会で協議をもって頂いて、先ほど申しあげました西地区7件、東地区10件の協力店舗ということで今手を挙げて頂いているという状況です。

〔15番 原田一宏君〕 それで次の、他の民間福利厚生事業との連携ということで、ここに今「オフィスおかん」という11月号のメニューですけども、出しておりますけども、ここが「オフィスおかん」というのがですね、どんなオフィスにもフィットする24時間いつでも食べられる食の福利厚生、置くだけ簡単、置き型社食というものでございます。それで全国2,800拠点以上に選ばれており、北海道から沖縄まで47都道府県、従業員3名の企業様から2,000名を超える企業様までご導入頂いております。和食を中心とした栄養バランスの取れるオリジナルの総菜を出されております。豊富なメニューを展開され、楽しみが続くように毎月新メニューを用意してる事業であります。それと、これはオフィスでご飯というものですけども。こちらはオフィスで野菜というメニューです。このオフィスでご飯とオフィス野菜はですね、これも社食型もしくはリモート型の勤務体系で選べる2つのプランで従業員5名から数千名規模まで勤務形態にあった2つのプランがあるとなっております。これはご飯の方ですけども、週1回からオフィスに宅配される食の福利厚生、食事になる総菜やご飯もラインナップ、1個100円からのお手頃価格、安全でおいしい国産野菜、フルーツ野菜が豊富、社員食堂の代わりに、健康系の施設に、リモートワーカーに直接配達外出不要、豊富なメニューから従業員の好みでチョイス、テレワークで多い食事の悩みを解決、遠隔でもエンゲージメント会社への愛着と思いやりの向上に貢献できるという福利厚生事業であります。これがご飯で、こちらが野菜ですね。それともう1つ、これなんですけども、これは波佐見町、佐世保市がやっている「まちの学食」という事業であります。これはちょっと読ませて頂きますけども、「まちの学食」とは、町の大人たちから募金を集め、学生街の飲食店に分配し、佐世保で勉学に励む学生たちにコロナ禍の厳しい環境でも無料でお腹いっぱいご飯を食べてもらうための応援プロジェクトです。「佐世保まちの学食」に支援を行い、この町の未来をつくる若者たちが学問と青春に集中できるよう大人のみんで応援しましょうというものです。今年の6月21日に応援企業のご厚意で学生応援チケット2,806食分の食事を学生に提供することができました。「まちの学食」の応援をしてくださっている皆様に深く感

謝します。これからも「まちの学食」にお力添え頂きますようよろしくお願いいたしますという事業です。いろんな企業からの応援がありますけども、一つ紹介しますと、これは大手焼き物の商社ですけども、学生の皆さんにはコロナ禍で学び遊びの機会が減ってしまい大変な状況だろうと思います。せめて食だけでもお手伝いできたらと思い協力させていただきます。頑張ってくださいと。一つの紹介ですけども。こういう具合に佐世保市の方では、この「まちの学食」というものも利用して学生に、これは大学生以上ですけども、そこら辺に大学生、短大、専門学校、高専に在席している学生ですけども、行っておられます。こういうよそでやっているような福利厚生の実業もですね参考にされて有工の応援にできないかとは思いますが、食の環境が今のところ料飲店組合さんの方をお願いしているということですけども、環境が整っていなければこういう事業と連携してもいいのではと思いますけども、この考えはいかがでしょう。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 今、お話頂きましたサービスですけども。「オフィスおかん」につきましては、一つは企業等の福利厚生の一環として活用されている事例と「オフィスおかん」の中に「おかん」という事業があって、そこでは個人利用ができるというふうな内容になっているようです。これは1ヶ月分の食事を一時に郵送されてくるという内容であります。1ヶ月の消費期限を確保した内容が月に1度送られてくると。その中に1ヶ月のうちに10品選択したり、30食選択したりとかいう内容になっているようです。「まちの学食」については実行委員会が形成されて、佐世保市の10の飲食店が現在のところ登録をされているようです。大学生、専門学生等のコロナ禍での困窮する学生支援ということで今実施をされているというふうにお聞きをしております。そうした中で有田町内に留学してくる学生の食の確保というところの選択肢を広げる意味ではですね、こういった取り組みは適用かとも思います。それぞれの現在3件の協力ということで住まいの提供を頂いております。3件の皆様方にもそれぞれのお考えとか協力できるところの範囲等もそれぞれあられると思いますので、町としましては、学生がその大切な食事を確保されるためにいろんな意味での選択肢を用意させて頂いて選択できる環境を作り上げたいというふうにご考えております。

〔15番 原田一宏君〕 最後の今後の進め方ですけども、町の方から3万円を支援するとありますが、それだけでは十分じゃないと考えます。高校や県、町関係者が折々にサポートしていかなければ続かないだろうと思います。これは県の事業だからとか町の事業とは別物という意識ではこれまた続いていかないと思う次第であります。県や町の情報の共有も大事ではと思いますし、ま

た、単に当事者だけではなく町民を巻き込んで広く情報共有することも必要と思います。県や県教委、有工、有工同窓会、関係団体との連携について町としてどのように考えていらっしゃるかお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕仰るとおり、地域みらい留学で入学をしてくる学生にとってはその辺の内部の条件というものは一切関係のないことだと思います。この地域みらい留学については、一般の入試を受けて頂いてということになりますので、地域みらい留学枠というものがあるわけではございません。入学してくる生徒は1名かも分かりませんし、5名かも分かりませんし、0かも分かりません。そのような中で、有田町として準備できる環境をできるだけ早めに整えてということとで現在準備をしているところであります。そうした不確定の中でですね少しでも快適に生活できる環境を作っていくためには先ほど申されたとおり町民の方々、飲食店の方々、関係団体、同窓会等のOBの方々含めてですね、連携して有田町が一丸となって学生を迎え入れているという姿勢を示す必要が大切なのではないかと思います。保護者にとって安心して子どもたちを送り出せる環境を作り上げられるよう今後とも県含めて関係者の皆様と協議を進めていきたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕佐賀県の山口知事もですね、先日、陶都有田青年会議所創立50周年記念式典、その祝辞で、県内初の試みとして有工の地域みらい留学で全国から生徒を募集しますと。また、太良町にはスポーツ関連の寮も新設すると。高校生の支援に力を入れていると仰っております。このように知事の方もやはり力を入れていらっしゃいますし、本日あとの別の議員さんからの質問、一般質問でも出てきますが、問題がなく順当にいけば春の有工の、春の甲子園出場もありますし、その折の学校紹介でも有田工業高校は地域みらい留学を行っているなどの紹介されれば高校のPRにもつながってきます。さらには学校のみならず、県や町の宣伝効果も期待できると思います。若い人への先行投資であり、有田町の魅力や定住への方向性も含んでいると考えますのでしっかりとした支援をお願いしたいと思います。これ議場に教育のエキスパートであられます教育長がいらっしゃいますので、この件について所感をちょっと一つお聞きしたいと思います。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕以前から有田工業高校には県外からの入学等はあると思います。私も有田町に赴任した時に下宿をしましたけど、その時に熊本からあるいは佐賀市から高校生が2名あそころは窯業科と言ったと思いますけど、そこに入学して3年間過ごしていたと思います。それは知

り合いを通じて対応されていたと思いますけど、今回は町がしっかりと支援をするという形の地域みらい留学ですので、また有田工業高校が指名されたというのはセラミック科、デザイン科ということで非常に全国的にも数少ない学科を持っているということが大きな要因だと思いますので、町長さんも含めて町としてもしっかりと支援をしていくことが必要だということは重々認識しておりますし、しっかりと有田町の小中学生とも連携を図っていきたいというふうに考えております。

〔15番 原田一宏君〕最後にこの件につきまして町長の所感をお伺いいたします。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕地域みらい留学に関しては本当に有田町にとっても佐賀県にとっても大変良いことだと理解しております。いろんな支援もあると思いますので、町としても県としっかりと連携を組み合わせながらやっていきたいなと思っております。やはり関係人口というか、新たに有田に関わってくれる人が増えることは本当に良いことですので、彼らをどうやって、彼ら彼女らをどうやってしっかりサポートしていくかは町の課題です。議会にもしっかりと協議をしながらみんなで守っていききたいなと思っております。

〔15番 原田一宏君〕口で言うのと実行するのはまた別ですけども、やはり何人来るか分かりませんが、地域みらい留学で有工に通うようになる生徒さんたちが有田に来て本当に良かったと勉強して良かったと思えるようなですね、そういう環境づくりと、そしてまた卒業した後に有田に戻って住みたいと思えるような支援、そういうものも必要ではないかと思います。そうするためにも県並びに県教委、町、町の教育委員会、そして関係者、ひいては町民を含んだところの情報、今こうなってますよというような情報の共有をして、温かく、もし仮に2人とか3人とか留学できた生徒がいるとすれば温かく迎えて第2のふるさとなるような支援にしていってほしいと思います。以上で私の一般質問を終わらせて頂きます。

〔松尾文則議長〕15番議員 原田一宏君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開10時40分といたします。

【休憩10：27】

【再開10：40】

〔松尾文則議長〕再開します。5番議員 手塚英樹君。

〔5番 手塚英樹君〕議長の許可を頂きましたので、5番議員 手塚英樹、通告に従って質問をさせ

て頂きたいと思います。よろしくお願いいいたします。まず最初に、今回は3つの大きな質問をお願いしております。1つは、令和3年度全国学力学習調査の結果が出ましたので、それについてのお話。それから2番目としましては、令和4年度から導入されます小学校高学年の教科担任制についてという新しい体制のことについてのお話をお伺いしたいということと。3番目は先ほど終わりました、秋の陶磁器まつりを終えてということで質問をしていきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。まずは全国学力学習調査結果ということでお尋ねをさせていただきます。昨年はコロナ禍でこの学力調査は行われておりませんでしたけれども、1年おいて2年ぶりにこの調査が行われたわけでございます。まず5月に試験がありまして一応8月末ぐらいに全国の数字がまとまって新聞やテレビで広報されてきております。コロナの中で短縮授業やその他のことがありましたので実際に子どもたちの学力に多少心配をしながらのこの試験だったというふうにコメントでは書いてありましたけれども、小学校6年生、中学3年生が対象とした形でテストが行われ結果が出てきております。こういうことを言うとあれなんですけども、必ずこういうことをやりますとランキングという形で出てまいります。じゃあ実際に我々が住んでいる佐賀県はどうなんだろうか、一番のところはどんなことをやっているんだろうかというのをこういう機会があるとまた精査できたりするし、我々町民の方もまた勉強することができるかと思っておりますので、その辺を少し突っ込みながらお聞きしたいというふうに思っております。全国のランキングで有田小学校、じゃなくて、佐賀県ですね、佐賀県では小学校の部門で全国で22位、残念ながら中学校の方は41位というちょっと下の方になってきております。この結果を見ますと、小学校の時には順調に育ってきてますけど、中学校になるとちょっと下がっちゃっているのかなという少し心配するところもありますけれども、この結果を受けて有田町は実際どうだったんだろうかなというところをお聞きしたいと思いますのでその辺よろしくお願いいいたします。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 この全国学力学習状況調査については、5月27日に今年度は実施をされております。

昨年はコロナ禍の影響で実施ができていないということで。例年4月の後半ぐらいに実施をしておりましたが今年度もちょっと1ヶ月ほど遅く実施されたという状況だとは思いますが。議員さんも仰られましたように対象は小学6年生、中学3年生というこの2学年で実施をしております。教科は国語と算数、中学校は国語と数学という教科になっております。全国、それから佐賀県、有田町と順番に教科ごとに紹介をしたいと思います。小学6年生の国語につきましては、全国が64.7、佐賀県が65、有田町も65と県平均とほぼ同じということになっております。算数

につきましては、全国が70.2、佐賀県が69、有田町が72ということで、これは上回っているという状況でございます。ですから国語は県、全国とほぼ同じと。算数につきましては少し上回っている状況という結果が出ております。中学3年生につきましては、国語につきましては、全国は64.6、佐賀県が62、有田町が60というふうに。これについては少し平均よりも下がっていると。それから数学につきましては、全国が57.2、佐賀県が56、有田町は50ということで、これは少し不足が大きいという状況になっております。全国学力状況調査の結果については以上ですが、伊万里西松浦地区での共通テストというのが中学生は行われておりますが、これもちょっと付け加えさせていただきますと、1年生と2年生がこれは実施をしておりますが、これにつきましては、伊万里と有田と合わせて10校ございますが、1年生も2年生もどちらも上位の方に位置しているという状況ですので学年によってやはり少し理解力の度合いが上下しているという状況もあるのかなというふうに思っているところでございます。

〔5番 手塚英樹君〕ありがとうございます。ほっとしましたというとあれなんですけども、有田の子どもたちの学力のことについては小学校に関しては順調にきてるなという感じがします。また中学校の今の数学の方ですね、もう少し頑張りが必要かなという感じがいたしますけれども、この辺りの形であればまだまだ挽回もできるのかなというふうに思いますけれど、といいながらですね、この2年ぶりにあったこの学力調査の結果を見ていきますと、大体上位校というのは例年決まっているような形で、東北、東北の青森、それから北陸の福井、石川というこの3県がいつも大体上位にあるわけなんですけども。その中で石川県はこれこの試験が2007年からはじまったそうなんですけども、石川県のこの今4科目の話がありましたけれども、4科目とも全国トップだという話があります。そういうところを見ながら佐賀県の方、有田ということやなくて、数字が佐賀県の方なんで、県の方という感じで見させていただきますと、この近々のところでいくと、2018年で小学校が25位、中学校は43位、2019年では小学校は23位、中学校は39位と、上下はしてはしますがどちらかという後ろの方にはずっと来ているのかなと。なかなか県として全体としてのなかなか改善のところが抜けて見受けられないなというところが少しあるわけなんですけども。今の結果ですね、有田の小学校、それから有田の中学校とこの成績を見ながら学校授業の取り方とか家庭教育の取り方でなかなかこういう話ははずらいところもあるかと思うんですけども、今、考えられる学校での取り組みとか、家庭教育ではこういうことをやってほしいかというところがありましたら是非お願いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 教育長。

[栗山教育長] 子どもたちはここ2年間、コロナ禍の中で生活しておりますので、やはり学校が楽しいという、喜んで学校に行くという状況が少し低下しているというふうなアンケートの結果も出ています。いろんな制限がやはりありますので、そういったところの中でいかに子どもたちを意欲的に学習に向かわせていくかということで、これは学校の努力、家庭の努力あるいは地域の教育力も加えていながら取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。この学力学習状況調査の中で問題が15問とか16問とかあるわけですが、その1問ずつのですね分析をやはりきちんとするべきだというふうに言われております。例えば算数、数学でいえば数量的な問題、あるいは図形の問題とかグラフ的な問題とかいろいろありますので、ただ単に点数だけを見るんじゃなくて一問ずつ学校全体でどういったところが弱いとか、あるいは個人的に見てこの子はどこが不足しているかというふうなものをしっかりと分析する必要があるというふうに言われています。その分析をした結果でまたその今後の指導に活かしていくと。事業改善にもつながっていくと思いますが、そういったところをしっかりとやらなければいけないということが言われておりますので、この全国学力学習状況調査が出てきた時に順位を公表しますかとか、そういったことが言われておりましたけど、こういったものには必ず順位とかが出てくるとは思いますがそこが問題ではなくて、やはりどういったところにつまづいているかということを見て、そしてそれを今後の指導に活かすということが大事だと言われておりますので、そういったところで取り組んでいきたいというふうに思いますし、12月に県の学習状況調査というのが行われております。そこを起点にして今年度不足しているところを見て3月ぐらいまでに指導を加えて、そして新年度にきちっと対応していくというふうな流れを今県の方がしておりますので、それが始まって3年目ぐらいになると思いますので、そういうふうな形でやはり県も危機感を持っているというふうなところで、町も同じですけど、そういう形でやっていく必要があるだろうと。また、家庭学習等においては、県のPTAと協力して県の方が家庭学習等の手引き等も作っておりますので、そういったものも活かしながら家庭の教育力を高めていくというか、啓発をしながら家庭でもしっかり見て頂くとそういうふうなこと等も言われております。有田町の中学校では放課後学習とかそういったものも取り組んでおりますので、特に3年生はもう高校受験が目の前に来ておりますので、やはり一人ひとりにしっかり対応しながら不足分を補っていくというふうなことが重要になってくるかと思っておりますので、これはまあ3年生だけではなくて、他の子どもたちにも言えることですので、そのような形で取り組んでいくように教育委員会としても学校の後押しをしていきたいというふうに考えております。

〔5番 手塚英樹君〕すみません、先ほどの県の全体の順位だけ見ていると、佐賀県としては、この学力調査にあまり重きを置かずにほかの形での教育方針があつてなさっていらっしゃるのかなとつい思ってしまったので、今先生のお話を聞きまして、今ほっとしたところなんですけど。実は石川県の、なんでこんなふうによそと比べてかなり常に上位を維持できるのかというところのネット上に上がっていた質問の中で、実は石川県の教育委員会では2002年からですね継続的に県独自の基礎学力調査というのをやりながらそれをフォローアップしながら授業を進めていたということと、それから金沢大学と連携して課題分析と授業改善の2点をですね常にやってきたということが今のことにつながっているんじゃないかというふうな石川県の教育委員会の方からのことが上がっておりました。やっぱり教育というのは1年単年度でポンと上がるわけではありませんので、こういう継続していった形のものが必要かと思ひますし、また有田の場合には、佐賀大学のキャンパスもできておりますので、有田にはそういう佐賀大学の力を借りながら、またこの辺りの方の力も伸ばせていけないものかなというのを感じているわけなんですけども、そういうことというのは大丈夫なものでしょうか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕佐賀大学の連携につきましては、現在STEAM協議会というところで連携をしております、また今週の金曜日にもちょっと会議等をする予定等もあるわけですが、すぐ学力に結びつくという形ばかりではないということもあるかもしれませんが、大学の協力あるいは教育センターもございますので、そういったところが学校に来て、この分析を、問題の分析をするときに協力をしてくれるというふうなところもありますので、そういったものはしっかりと取り入れながらやっていく必要はあるというふうに認識しております。

〔5番 手塚英樹君〕そういう意味でいくと、有田町って、こういう場所的なところでいくと、ある意味、教育という形に関してはすごく、すごく良い、良い位置にあるというふうに解釈していいということでございますね。これはちょっと古いデータになりますけども2018年に、上位の石川県と一番最下位の滋賀県のどこが違うのかなという調査で、これは生活スタイルなんですけども、朝何時に起きますか、夜何時に寝ますか、同じ時刻にちゃんと起きてますか、同じ時間に寝てますかというような形の調査をしたときに、やはりそこで差があったという数字が出ておりました。やはりこういった規則的な生活リズムというのは、やっぱりこういう学習の中にも大変、家庭学習の中で必要ではないかなということここに書かれておったんですけども、その件についてはいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 この学習、学力学習状況調査については、質問旨というのもありまして、アンケートを採ってその結果が出てきております。コロナになって勉強が出来ましたかとかですね、朝は何時に起きますかとか、家庭で何時間ぐらい勉強しますかとか、そういういろんな質問が出ております。やはり子どもたちが規則正しい生活をする、あるいは凡事徹底といいますか、同じようなことをきちっと当たり前のことをちゃんとやっていくというふうなところがやはり重要になってくるのではないのかなということはそういう質問旨の結果からもですね感じるころがありますので、そこら辺りは学力だけじゃなくて、そういったところも分析しながら子どもたちの指導にあたっていく生活指導にあたっていくということが必要だろうというふうに考えております。また、このもう一つの視点として、私は小中学校もそうですけど、その先に社会に出たときにどういった子どもたち、社会にどういうふうに役立つ子どもたちに育ててほしいか、そういう視点もしっかりもっていなければいけないということも思っておりますので。合わせて中長期的な展望といいますか、そういう形のものもどこかに持ちながら子どもたちの指導にあたっていきたいというふうに思っています。

〔5番 手塚英樹君〕 ありがとうございます。この質問に対してはちょっと時間が長くなってしまいましたが、話しているとやっぱり教育のことですのでどんどんどんどんお聞きしたくなるわけですが、よりよい教育水準、よりよい教育環境で子どもを育てたいというのは親の常でありますし、そういう環境ができていく町には移住していきたいという人たちも必ずいるわけですが、こういう町に有田の町も是非なりたいものだというふうに思っております。この教育のこの件につきましては、試験を受けての話につきましては、ここで終わらせて頂きまして、2番目です。令和4年度導入予定になっております小学校高学年の教科担任制についてお伺いいたします。これに期待されるというか、この内容というものから少し説明して頂ければというふうに思いますけれども。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 時間が少なくなって、簡潔に述べさせて頂きたいと思いますが、令和4年度から4年かけてこれを少なくとも各小学校に1名は配置するというふうな考えがあるようでございます。来年、佐賀県全体で20名ぐらいの加配があるといわれております。小学校自体が170校ぐらい県下あると思いますので、ちょっと少ない感じはしないでもありませんが、それを4年かけて配置を完了するとふうな考え方が文科省から出されているようでございます。これをポイントと

して3つ挙げられております。専門的な指導の充実ということで、実験や観察が多い理科、あるいはつまづきやすいってよく言われますし、積み重ねが大事だといわれる算数、あるいは定年の延長や再任用が増えている状況でベテランがちょっと多くなる中で負担軽減を考えて対応できる体育科、この3教科あたりをこの教科担任制の教科としては挙げてあります。2番目に中学校段階との円滑な接続と。これは中学校ではすべて教科担任制ですので、そこにつながっていく準備段階みたいなですねそういう意味合いもあるのではないかというふうに思います。もう一つは教員の働き方改革という観点が上げられております。特に小学校の高学年では1週間で29コマぐらい授業のコマがありますけど。その中の26時間ぐらい、前後をですね受け持っておりますので非常に持ち時間数が多いと。あるいは高学年は行事等で中心となって働くというのがありますのでそういったところで高学年の担任の負担軽減を図ると。こういうふうな3つが言われていると。26時間ぐらいのものを20時間程度に持ち時間を減らすというのを目指す、こういうことが言われていると。今のところそういう状況でございます。

〔5番 手塚英樹君〕前の教育、我々から新しくみてた、TMT、ティーチングとはまたちょっと変わった形でその専門の先生が来られるという形になるわけですね。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕ティームティーチングの場合には2人で算数とかですね教えるという形でやっておりますが、あるいは一つのクラスを2つに分けて少人数制で片方を1人、片方を1人受け持つとかそういう形でやっておりますが、今回の教科担任制の場合、一人で担任はちょっと職員室で丸付けをすとか、教材研究をすとか、そういった形で外れていいですよという形で進むことになっておりますので、一人でしっかりと授業を受け持つという形で専門的に指導をするという形になります。

〔5番 手塚英樹君〕次の質問のところになりますけれども、例えば1学年1クラスのような有田小学校のような場合のところの場合には、こういう形のものもなかなか工夫をしないとできないだろうなというふうに思われるんですけどいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕小規模校でのこの実施の場合のいろいろな課題の解消として3点ほど考えられるのではないかなというふうに思っております。1教科以上となっておりますので算数と体育を受け持つとか、そういう形で複数の教科の担任制でいくという場合も考えられます。また対象学年は高学年と言われておりますので5年生、6年生になるわけですが、県の方は可能な限り柔軟に対応して

いいといっていますので、4年生以上とか、あるいはどうかすると3年生まで下ろして対応するというふうなこと等も可能になってくるのではないのかなというふうに思っております。有田町では英語専科というのが中部小学校の先生が1人されまして4校掛け持ちで回っておられます。そういう形で複数校掛け持ちですというようなことも考えられるのではないかなというふうに思っております。こういうことが小規模校での課題の解消につながっていくのではないかと考えられます。

〔5番 手塚英樹君〕 こんなこと言って怒られるか分かりませんが、こういう形が新しい形が出来上がって、先ほどの順位じゃないですけども、あれが上の方に上がっていくというのを期待したいと思いますけれども。期待してよろしいものでしょうか。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 まだ未知数な部分でありますのでちょっと何とも言いにくいところありますが、専門的な教科指導ができる教員につきましては担任もさせたいというふうなところもありまして、誰がこの教科担任制の受け持ちになるかというところが、また今後ですね課題になってくるのではないのかなというところは言われておりますので、これが進んでいけば効果は上がっていくというふうに私は捉えております。

〔5番 手塚英樹君〕 はい分かりました。それじゃ是非期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは3番目になりますけれども、秋の陶磁器まつりを終えてということで。ちょっと駆け足のようになりますけれども、上の方からいかせて頂きます。10月から始まりました土日のプレイベントのスタイルというのは思えば有田焼創業400年の時に街角イベントという形でスタートした時のことを思い出しながら思っていたんですが、若干町民の方にプレの状況の情報の伝わり方が良くなって、上手くそれぞれの人たちに内容が伝わってなかったところもあるかというふうに思ひますが、ただ、回数を10月最初からすると段々11月19日に向けてですね土日はお客様が段々増えてきて、昨日2番議員の方からありました店を閉じているということも段々店を上げて頂けるような形になってきたかなというふうに私自身は思ひしておりますけれども、これを上手く使って通常は観光地というは何かしらのイベントがあつているのが観光地であつて、こういう街角イベントが通年として行われていくような形のを私たちは思ひ描くわけですけれども、この辺りについてはいかがでございましょうか。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 議員仰るように、以前から言われているように、有田町の観光面の課題として

は、有田陶器市や秋の陶磁器まつりなどのイベントでの集客が現在は中心であって、通年観光にはなかなかないという点が言われております。今回、秋の陶磁器まつりについてはコロナ禍でもあり分散型のイベントということでプレイベントを実施しました。さっきほど仰ったように、お店が開いてないというようなところもあったということですね、今後の反省点かなと思っております。私としてもこういうプレイベントをどこかしらなんかイベントをやっているような雰囲気を作っていけたらなというふうに思いますし、これについてはやはり関係者の協力なくしてはできませんので、そういったところにも呼びかけていきたいなというふうには思います。

〔5番 手塚英樹君〕そうですね。情報をまた皆さん方がインスタだけではなくて、何かこう、町のホームページとか、観光協会のホームページで開ければいつも見られるような形のものがあるともう少しわかりやすく伝わっていったのかも分かりません。続きまして2番目なんですけども、20、21日、土日だったんですけれども、この時には私自身もちょっと恐怖を感じるぐらい私も近くでは人手が出まして。それから警察の方もかなり神経質になって交通規制のパトカーからの言葉も割と厳しい言葉で言われておったりしたわけなんですけども。やはりこの土日の秋の陶磁器まつりのところでは、今内山百貨店という2つのイベントが入ってきて大変若い人達から家族連れ増えてきているわけなんですけども、こここのところも、もうそろそろ、来年に向けてのことなんですけども、交通規制といいますか、例えば10時から15時までを一方通行にするとか、なんかそういうのを少しずつ今から考えていっていかねばならないような気もいたしました。それと、のぼり旗を立てる時に下に水で置いて土台にして立てるのがあるんですけども、あれを道路の店の前に置いてたんですけど、やっぱり警察の方からはこれは道路使用許可証がないとダメですよということで上の方に上げてくださいというぐらいちょっと道路のところがお客さんを、お客さんの通行に心配するような形で人が膨れ上がっていたのを事実だったかなというふうに思います。そういう意味で、この道路使用許可、それから、もしよければ一方通行になるような形のものもここらへんで検討していく、これをやりますよということじゃなくて、こういう形も課題として来年につなげていかねばならない時期にきたんじゃないかなというふうに思うんですけどもいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 仰るように土日については駐車場が、主要な駐車場が満杯になって一部では渋滞も発生したと。再三、警察からの注意等もあったというふうな状況です。現状において、すぐ通行規制というのは非常に難しい部分もあって、当然住民の方のご理解も必要になってくるとい

うふうに思っております。ただ、そういう状態にあるということで、今後なんらかの方法等を検討していくということはしなければいけないかなというふうには考えております。

〔5番 手塚英樹君〕次の質問で、通年の駐車場の確保という形でお話を、今言われましたように、本当に駐車場確保というのが、今ちょうど無電柱化の工事もあって、商工会議所の跡地のところにも工事用の車両が停めてあったりという形があつてなかなか使いづらいところがあるので、今回から佐賀銀行の跡地をどうするかという話もありますけれども、購入、購入しないに関わらず、あそこをとりあえず観光客のためだけの駐車場などにして、とりあえず通常はあそこに行かれたら必ず空いてますよというような形も必要ではないかというふうに思っております。これについてはまた意見を聞くともう時間が無くなってきましたので、この辺で終わりになるんですけども。この秋の陶磁器まつりは平成8年の世界・焔の博の時に終わった後、なんとか秋に、なんとか祭を作ろうよという形で進めてきたものです。これがやっとなんか、こういう規制も必要かなと思えるような人手になってきたということに関しましては、我々商店街をやっているもの、それから飲食店をやられている方もやっとなんかここまで来ましたねという話は、今回の地区の反省会の中でもあつてましたので。なるべく事故がなく、そしてまたたくさんの方が来て頂けるような受入も是非これから作って頂きたいというふうに思っております。これをお話したところで私の今回の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕5番議員 手塚英樹君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開 11時20分といたします。

【休憩 11 : 10】

【再開 11 : 20】

〔松尾文則議長〕再開します。6番議員 福島日人士君。

〔6番 福島日人士君〕6番議員、すみません、議長の通告の許可を頂きましたので、質問の項目に従つてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。私の、今日の質問は3項目あります。75歳以上の高齢者に、来年5月13日から警察庁の運転免許証を更新に従ひ、認知症検査などの適正、道路、改正道路交通法が実施されます。それと2項目目が、老人福祉センター「ちとせ」横のドーム屋根の延長。3項目目に、曲川小学校校門のブロック塀の壁面のその後の対策。3項目をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。まず1項目目の、高齢者の免許証の更新の件と道路交通法改正されたことにより、返納する方が増えるんじゃないかということで、

警察庁は、高齢運転者対策を盛り込んだ改正道路交通法を来年5月13日に施行する方針であります。これは皆様もご承知のとおり、最近、高齢者の交通事故、悲惨な交通事故が多数発生しております。そういう関係でこういうふうな警察庁が道路交通、改正道路交通法を施行されると思えますけれども、免許証更新通知が届いた時点から過去約3年間に信号無視など11種類のうち1つでも違反をした75歳以上に運転技能検査、自動車学校で実車の試験を義務付けられるそうです。その11種類の項目ですけれども、運転技能検査の対象となる11種類の違反ということで、まず信号無視、2番目に逆走など通行区分違反、3番目に追い越し車線走行など通行帯違反、4番目に速度違反、スピード違反ですけれども、5番目にUターン禁止、6番目が踏切不停止と遮断踏切立ち入りということで、遮断機が下りた時点で踏切に入ったりそういうことですね。7番目が交差点左右、右折左折の方法違反、続いて横断歩行者等の妨害、横断歩道を渡ってる人の通行の妨害ですね。次に前方不注意など安全運転義務違反、最後に携帯電話使用等の違反ですね。こういう11項目が運転技能検査の対象となる違反件数です。それで1つでも違反をした75歳以上に運転技能検査実車試験、自動車学校などで実車試験を義務付けられるということです。警察庁は、認知機能検査と講習を組み合わせて悲惨な交通事故の防止の対応を目指す方針であります。また対象者は、教習所で実際に運転して検査を受け、免許証更新期間期限の半年前から繰り返し受験可能だということです。これは自動車学校に行っても実車試験を受けながら何回でもそういう試験を受けられることが出来るということです。不合格時は更新できない。合格者は記憶力や判断力をチェックする認知機能検査を受けなければならない。これは試験を受けて自動車学校ですね、試験を受けて受かった場合でも認知機能検査を受けなければならない。記憶力や判断力がどういうふうな状況かということですね、自動車学校で検査をするそうです。さらに認知症の恐れがあると判定された際は医師の診察が必要で、認知症と診断されると免許取り消しや運転停止となるということです。厳しいですけれどもそういうふうな違反者に対しては警察庁もそういう厳しい態度で対応を行うということですけれども、講習は、それでは認知症でない場合は、高齢者講習を受け、これも自動車学校ですね、高齢者講習を受け、講習は安全運転を促す狙いがあり、結果に関わらず免許更新が可能である。実車指導付きの講習を受けられる場合は手数料として6,450円が要するというですけれども、このような状況下であり、運転免許証返納者が増加すると思えますが、この辺の対策と申しますか、お聞かせください。

〔松尾文則議長〕 まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕 今、仰られた改正道路交通法の来年5月13日の施行に伴う内容ですけれども、

基本的に高齢者講習の制度が変わるという内容であります。通常の免許更新でありますと、通常のパターンでいきますと認知機能検査を受けられて、そこをクリアされた方は高齢者講習を受けられて更新になると、

〔6番 福島日人士君〕それと、免許更新が届いた時点から過去3年間に信号無視など11種類、さつき申し上げたそういう違反をされた方は厳しくなるということですけども。

〔木寺まちづくり課長〕基本的なパターンは認知機能検査を受けられてクリアされたら高齢者講習を受けられると。75歳以上の方で過去3年間に違反歴がある方については、そこで運転技能検査を受けられたら通常パターンの認知機能検査の方に行くというようなそういう流れであります。ですから運転技能検査を受けなければならない方は75歳以上の11種類の違反歴がある方のみが運転技能検査を受講しなければならないという制度になっております。そういった場合にですね、免許返納の方がどのくらい増えるのかというのは全くもってわかりませんが、これが池袋のお母さん、子どもさんが亡くなられた事故を発端に昨年改正道路交通法が成立したということですので、高齢者の方の事故防止を図るための講習制度に来年5月13日から変わっていくということになります。そうした中で免許返納をされる方が現在も増え続けておりますけども、それ以上に増えていくということになってまいりますと移動手段の確保というところは高齢者の方々にとって切実な問題となりますので、そこは来年度、有田町では公共交通計画を策定する予定でもあります。そういった中でそういった移動手段の確保というところにつきましては十分議論も深めていきたいというふうに考えております。

〔6番 福島日人士君〕それと75歳以上という限られませんが、そういう自分が運転に自信がないような70代の人でもそういう検査を受けられるということです。自ら行ってですね、そういうふうな試験も受けて、受けられるような対応をしてもらえるということですけども、とにかく今75歳以上の方の交通事故、それとかさつき11種類の違反とか、そういうのが増えてきているんですよ。それでそれに対しての今、有田町でもデマンドタクシーとかコミュニティバスとか高齢者の方が利用されていますけども、それ以上にまず増えるんじゃないかなとそういうふうに思いますけども、その辺のタクシーのチケットとかそういうふうな回数券みたいな感じでサービスができない、そういうふうな方向はないんですかね。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕現在、実施しております運転免許返納に対する支援ということで申し上げますと、現在行っておりますのは、コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用につきまして通

常の半額で利用できるって、免許返納された方については年齢に関係なく利用できるっていうことの制度を今行っておりますけども。この運転免許返納の方が段々増えられるとか、そういった状況になってまいりますと今行っている支援だけでは不足するというふうな事態も考えられないことはありませんので、そのところは、今後、公共交通計画の策定も踏まえて十分検討していきたいと考えております。

〔6番 福島日人士君〕 今、課長が仰ったように、買い物難民、独居、高齢者の2人暮らしの措置への買い物支援などの対策、町としては先ほどのデマンドタクシーとかコミュニティバスの利用で今の現状でそういうふうな対応ができるようにはなっているんですか、できるんですかね。今の状況で。

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕 それでは私の方から、ちょっと今現在、有田町内で行われている事業についてご紹介をさせていただきます。まず、町で実施をしている事業につきましては、介護保険の総合事業で実施しております、元気の出る学校という事業がございます。この事業の対象者は、要支援1～2の方で、送迎付きで運動教室を受講され、帰りに買い物をして帰宅されるというものです。次に社協さんで実施をされている事業ですが、1つ目は、地域支援まごの手事業です。この内容は日常生活上、公的なサービスでは賄いきれないちょっとした困りごとをお持ちの高齢者の方に対して、まごの手サポーターとして登録された地域の身近な人が有償ボランティアとなり解決する住民相互の助け合いです。この事業の中で買い物代行が行われております。2つ目は、買い物支援事業で、公共交通機関の不便な地域のお一人暮らしや高齢者世帯の方などを対象に社協の車両で商業施設への送迎を行い、日常の買い物支援を行うものです。現在このような事業を行っておりますが、議員ご指摘のように、今後ニーズが増加することが予想され、現在のサービスでは十分ではないと認識しております。これからの対応につきましては、社協や老人クラブなどと一緒になり高齢者の生活支援体制の整備の一環として継続的に検討していきたいと思っております。

〔6番 福島日人士君〕 よろしくお願ひします。とにかく有田の内山地区とかそういう西地区でもやっぱり中山間地とかそういう人達の買い物難民というのがやはり大変ですよ。そういうふうな少しでも助成が、支援といいますかできるような体制をお互いに協力し合ってできたらいいと思います。これは長崎県の川棚町ですけども、75歳以上にタクシー初乗り運賃の500円を年間24枚の補助があるということをお聞きしましたんですけども、こういうふうな助成も、それの皆さん行政の方もこういう対策の中の一環として加えて頂けたらと思います。それでは次にま

います。2項目目ですけど、老人福祉施設「ちとせ」のですね、ドーム屋根のゲートボール場の屋根の延長ということでお聞きいたします。町のほかの施設など、例えば維持費などは体育館などと比較できないと思うが、雨天時などのドーム屋根の有効活用はできると思うし、雨天時など小中学生等も使用できるような多目的な活性化対策ができないか、この辺をお聞きしたいんですけども。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕ご質問はドーム屋根の延長についてということでしょうか。

〔6番 福島日人士君〕はい。

〔野中健康福祉課長〕分かりました。町民憩いの広場の屋根の延長につきましては、以前より数回ご質問を頂いているところです。議員さんがお話のように確かに屋根を延長することによって雨天時等に多目的に使うことが出来るようになるとは思いますが、やはり費用面が問題になります。以前と同様の回答で申し訳ございませんが現状では整備は難しい状況にあります。

〔6番 福島日人士君〕それで写真をお願いします。これは有労連の健康づくりの一環として先月の中旬ですかね、焱の博記念堂の広場で、芝生のところでレクリエーションゲームが行われました。その時は総勢250人から300人以内ですけどもそのくらいの多人数でいろんなゲームを有労連で行われて楽しむことが出来ました。こういうふうな健康づくり、雨天、雨天じゃなくて、天気が良くて日当たりのいい天気でした、気温の高い天気でしたので楽しんでゲームなどをできたんですけども、その前にも以前にも有労連などペタンクとか輪投げ大会とかそういうドーム屋根のところレクリエーションが行われました。その時もその時点でも体育館がですねこのコロナ禍で本当に使用できないんですよ。密集ということですね。それでそういうドームでも雨天でもできるようなやっぱり屋根が有労連のある程度の人間が集まったらやっぱり100人、200人それ以上越すすもんね。そういう状況でやっぱりそういうふうな雨天の場合はドーム屋根でできるような屋根の延長ができれば高齢者の方も楽しんで健康づくりができるし、小中学生なんかは雨天時の中学生でも部活動の一環として練習、ドーム屋根のところ部活動の練習ができるんじゃないかな、そういうふうな、とにかく有効活用といいますか、そういうふうな対応を是非してほしいんですよ。その辺はどうですかね。予算的なそれは厳しい面もあると思いますけども、高齢者の生きがいつくり、そういう子どもたちの部活動の活性化など若い人たちも利用できるような対策を本当にお聞きしたいんですけど。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕すみません、繰り返しの回答になってしまいますけども、確かに議員さんがご説明頂いたようにですね、子どもたちが部活の雨の時に使われているとか、そういったことも把握はしております。そういった時はもっと広い方がいいというようなご要望等もお聞きはしておりますけど、以前ですねご説明したことがあるかと思っておりますけども、これがですね平成12年頃出来ておりまして、その時の費用が大体7,700万円ほどかかっております。これのちょっと正式に設計して見積もりを取らないと分かりませんが、おそらく延長となると数千万という金額が必要になるかと思っておりますのでコロナ禍という状況の中でですね他に重要な施策もある中で今この事業を行うということについてはなかなか厳しいかなと思います。

〔6番 福島日人士君〕このような健康づくり、高齢者の方も本当に健康づくりで一生懸命やっておられます。それとやっぱりああいうところで皆さんが集まって会話もあるし運動もできる、そういうところが一番健康づくりと認知症とかそういうふうな面にすべて通じるんですよね。是非ふるさと納税でもいいし、他になんか国の補助的なあればそういう時点でもいいですから、とにかくそういう一つ屋根の、今の状態の屋根の丈夫な屋根でも必要なかと思うんですけども、そういうふうにできるような対策をよろしく願いいたします。それでは次にまいります。3項目目ですけども、曲川小学校校門のブロック塀の壁画のその対策ということで、写真をお願いします。これが以前にあったブロック塀の塀です。これに壁画が埋め込まれていたんですけども、この大阪のブロック塀の倒壊によって事故、小学生が亡くなったということで、国がそういうふうな全国的に撤去されたと思うんですけども、その後の今後の壁画の再生といたしますか、その辺はどのように考えられていますかね。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕お答えしたいと思います。曲川小学校のブロック塀に埋め込まれておりましたこの陶板につきましては、先ほど議員が仰ったように地震による倒壊の危険性があるといたしまして、昨年度新たにフェンスを設置のため撤去をしております。このブロック塀に埋め込まれた陶板につきましては、現在写真データとして保存をしております。今後の対応につきましては、陶板等の復元等の計画は今のところ予定はない状況でございます。

〔6番 福島日人士君〕これが一つの陶板の、これ子どもたちが4人一組で制作しとるとですよ。これ本当に見ても素晴らしい陶板だと思います。こういう、さっき15番議員さんが仰った未来、地域みらい留学につながるというか、そういうふうな意味合いでもですね、こういう子どもたちの素質を伸ばすといたしますか、そういうのを、そういうところも考えられるんじゃないか

など私は思います。せっかく有田のこういう素晴らしい技術といますか、産業がありますので、ふるさと納税なんかの返礼品とかそういうふうな方向でも原価でもいいですけど、そういうふうな考えをもって子どもたちに提供できるような体制をしてほしいなと思いますけどもこの辺はどうですかね。

〔松尾文則議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 有田町は焼き物の町ということで、この壁画に限らず今現在どこの学校でも焼き物に関する授業等は行っておりますので、その部分については今後も続けていきたいというふうに思っております。

〔6番 福島日人士君〕 それでは、そういう予算的にもそういう厳しい中ですけども、これを写真で、今の曲川小学校の金網の塀になっているとですけども、そこに飾られるような方向で何枚か10枚でもいいですけども、陶板じゃなくて普通の額に写真をはめ込んであそこに飾るようなお考えはないですかね。

〔松尾文則議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 この陶板の写真につきましては、今現在保存してる状況でございます。今、ブロック塀からフェンスに変わったわけなんですけれども、この写真の活用につきましてはですね今4枚一組の写真になっておりますけれども、現時点ではちょっと今のところそこに貼り付けたりということとはちょっと考えておりませんでしたので、ちょっと今後、どういったことが、そういったこともできるのかというところは考えさせて頂きたいと思います。

〔6番 福島日人士君〕 最後に町長その辺のやっぱり未来のある子どもたちがですよ夢を持ってこういうふうにして描いているんですよ。その辺のどういうふうな方法がいいか本当に検討して頂きたいと思いますけどお考えをお願いします。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員の仰ることは重々わかります。やはり未来のある子どもたちが作った作品ですありますので活用方法については教育長を含め考えていかなければなと思います。現時点でこれを描いた生徒さんとか保護者さんから特にご意見も頂いておりませんので、そういった方のご意見も含めながら検討していければなと思っております。

〔6番 福島日人士君〕 子どもたちの未来のためにそういうふうな前向きな考えをして頂ければと思います。どうもありがとうございました。これで終わります。

〔松尾文則議長〕 6番議員 福島日人士君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします。

再開 13時といたします。

【休憩 11：47】

【再開 13：00】

〔松尾文則議長〕再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。13番議員 今泉藤一郎君。
〔13番 今泉藤一郎君〕皆様こんにちは。議長の許可を頂きましたので、通告に従い、今回私は、空き家対策に伴う相続について一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。早速ですが、一般財団法人国土計画協会によると、平成28年時点で所有者不明の土地面積は全国で約410万haと推計をされています。所有者不明率は20.3%となっているようです。このことから平成30年11月に法務省及び国土交通省が所管する所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法の一部が施行されました。しかし、なかなか難しいようで、その後、令和元年6月から全面施行されるようになりました。それと、土地基本法の一部を改正する法律も公布施行されるようになりましたが、このことを受けて土地や建物に対して何らかの影響や効果などはありましたでしょうか。お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 それでは所有者不明土地について、まずは説明をしたいと思います。所有者不明土地とは、不動産の登記簿等そういう情報を調査しても、なお、所有者が判明しない、または判明しても連絡がつかない土地のことを指します。人口の減少、高齢化の進展により所有者不明土地は段々増えてきているということが見込まれます。このような社会経済情勢の変化と見通しを踏まえて国及び地方公共団体が適正かつ合理的に土地の利用及び管理を行うことを目的に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法と土地基本法等の一部を改正する法律が制定、改正をされております。これらの法律の施行により、例えば所有者不明土地について、公園とか駐車場とか公共性、あるいは公益性のある事業に限り、利用したい人がいれば上限10年において利用権を与えられるということになります。このほかにも、その土地に対して円滑に利用する仕組みがいろいろ用意されております。これらの制度はまだスタート段階の法律で、今後、新しく制度が拡充していくことが期待されております。また、現時点ではこれらの法律制定改正における有田町への影響や効果はまだないと確認をしております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕 わかりました。具体的な質問をいたします。大方の人が直面することですが、親などの被相続人が亡くなられたら法定相続人は相続の手続きをする必要があると思います

が、預貯金や株式などとそれに不動産や動産の手続き期限などはどのようになっていますか。お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 預貯金については、金融機関にお尋ねをいたしました。そのところ、相続の期限はないということでした。しかし速やかに手続きを行って頂きたいということでした。また、そのままの状態になっておきますと、一定期間が過ぎてしまうと、口座が休眠口座として取り扱われるそうです。詳しいことは金融機関でご確認をして頂く必要があると思います。株式につきましても相続の期限はないそうなのですが、非常に複雑になってきますので、弁護士とか、司法書士へのご相談をして頂く必要があると思います。それと不動産につきましても、これまでは相続による不動産の名義変更いわゆる相続登記には法定期限というものはありませんでした。しかし、2024年、令和6年を目途に相続登記を義務化する法案、いわゆる改正不動産登記法が国会で可決をされております。この法が施行されますと、相続を知った日から3年以内に相続登記をしなければいけなくなり、正当な理由なく相続を怠りますと過料が課されることとなります。相続登記を法律で義務化することによって安易に相続登記を放置されることを防止することになると思います。また、地方税法におきましても土地家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において現所有者、現に所有している者、いわゆる相続人等に対し市町村の条例に定めるところにより、氏名、住所と必要な事項を申告されることが出来るようになっておまして、有田町においては現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに申告をしなければいけないと条例でも定めております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 承知いたしました。それでは相続放棄の手続きと期限について簡単によろしくお願いしますのでお答え頂けないでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 相続放棄につきましては、民法の方で定められております。民法の915条、相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に相続について単純もしくは限定の認証または放棄をしなければならないと定められております。これは原則3ヶ月以内に家庭裁判所での手続きを行うということになっております。有田町の場合ですと佐賀地方家庭裁判所武雄支所、武雄支部ですね、手続きとなります。相続放棄に必要な書類等は現状により多岐にわたりますので必ず家庭裁判所でご確認をして頂く必要があると思います。また、民法の940条ではですね、相続の放棄をしたものによる管理というところで、相続をしたものでもそ

の財産の所有者が決まるまでは財産の管理責任は残るということになっております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 それでは預貯金や株式などと不動産を法定相続人全員がですよ、被相続人の遺産を相続放棄した場合はですね最終的に国庫に帰属することができるのか、されるのか、簡単によろしゅうございますのでお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 今年の4月28日にですね、相続等により取得した土地を手放して国庫に帰属させる制度、いわゆる相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律というのが新設されました。この法律によって相続等で取得した土地は国に引き取ってもらうことが出来るようになったということです。この相続土地国庫帰属法は不要な土地のみを国庫に帰属させることも可能になります。また、相続放棄は先に述べたように原則自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に行わなければなりません、この法ではその期間の制限はないので、いつ相続した土地についても国庫に帰属させることが可能になります。この土地、相続土地国庫帰属法は公布日より2年以内に施行されるので令和5年4月28日までには施行される予定です。ただ、あらゆる土地がこの制度を適用されると国が大きなコストを負担されなければならないということですから、一定の条件を満たさないと利用することが出来ないということになっております。以上です。

〔13番 今泉藤一郎君〕 預貯金もお尋ねしたんですが、預貯金については相続を10年間だったと思いますが、10年間ですが、そのまま放置した場合には、その金額は国庫に帰属されるようになっているようです。もし親族が亡くなられたら、その親族や姻族の人などが死亡後の手続きをするために役場に来られますが、その際相続に関する事で相談もあっているかと思いますが、内容などを言える範囲で簡単にお聞かせ頂けないでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 税務課窓口においては、被相続人が固定資産を所有していた場合、相続人代表指定届を提出して頂いております。その際に相続登記等の問い合わせもよく頂いております。相続登記については、法務局での手続きとなるため、そちらをご案内させて頂いております。個人でも相続の手続きはできますが、書類作成が難しいと思われまので司法書士や土地家屋調査士への相談を進めております。また相続放棄は裁判所の手続きとなりますのでそちらをご案内すると同時に弁護士や司法書士などの専門的な知識をお持ちの方への相談を進めております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 法律上で言う、遺言（いごん）、遺言（ゆいごん）についてですが、遺産

相続はスムーズにいかない困難事例も多々あるようです。そこで遺産相続は通常、親である被相続人が生前に遺言書を法務局に預ける自筆証書遺言書保管制度が令和2年7月10日付で開始されています。それを受けて住民課の窓口付近にこのチラシが置いてありましたが、QRコードを読み上げると12の項目が詳細に出てきますが、9番の手数料を含めて課長が重要と考える項目のあらかたの説明をお願いいたします。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 まず、自筆証書遺言書保管制度とは、本人が自署した遺言書を本人自身が法務局に持っていき保管してもらう制度となります。この制度の意味するところが重要と考えます。遺言は相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして自署さえできれば遺言者本人のみで作成できます。しかし遺言者本人の死亡後、相続人に発見されない、一部の相続人等の利害関係者による改ざん等、遺言書作成後の管理に起因するトラブルがあるのも事実です。また遺言書を残しておかなければ所有者不明の空き家、所有者不明の土地を生み出すことにもなり兼ねません。こういう問題点を解消するための方策として本制度が創設されております。次に重要なのは遺言書の作成にあたり、必ず守らなければならない要件がございます。1つ目に、遺言書の全文、遺言の作成日付け及び遺言者氏名を必ず遺言者が自署し押印します。2つ目に、財産目録は自署ではなくパソコンを利用したり不動産の登記事項証明書や通帳のコピー等の資料を添付する方法で作成することが出来ますが、その場合は、目録の全てのページに署名押印が必要になります。3つ目に、書き間違っただけの場合の訂正や内容を書き足したい時の追加は、その場所が分かるように示した上で訂正または追加した旨を付記して証明し、訂正または追加した箇所に押印します。以上の要件を満たしていないと法務局でのお預かりができないので注意が必要です。法務局にも確認しましたが、まだまだ制度自体が浸透していないので、こういう制度があるよということを周知していくことも重要だと考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 先ほど説明がありましたが、この遺言書については関係遺言書については保管の通知が届きますということでした。法定相続人のうち1人が遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けた場合、法定相続人全員に、この遺言書保管に関する遺言書が保管されている旨のお知らせが届きます。それと死亡時通知として遺言者があらかじめその通知を希望している方がいらっしゃる場合はですね、その通知対象者とされた方1名に対して法務局の戸籍担当部局との連携により、遺言者の死亡の事実が確認できた時点で法定相続人等の閲覧などを待たずに、遺言書が遺言書保管所に保管されている旨のお知らせが届きます。ちなみに遺

言書の原本は遺言者が死亡後50年間、画像データとしては150年間もの長期期間適正に保管をされるようです。それと全国300箇所の法務局で画像データの引き出しが可能です。そこで相続手続きをせずにそのまま土地などの活用をしなければ何ら問題は生じないかと思いますが、土地などを活用したいときには思うように活用ができません。そこで役場の職員の中には行政書士の資格を有する方もいらっしゃると思いますが、住民課の窓口でお手伝いやアドバイスなどはされていますか。またできますか。お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 一般的な相続についてはいろいろございます。内容によってはアドバイスができるものもございますが、基本手続きをして頂くところで必要な書類を確認して頂き、窓口に来て頂ければこういう書類が必要ですよということはお伝えできるかと思えます。

〔13番 今泉藤一郎君〕 はい分かりました。相続に関して、遺留分の制度の説明を簡単によろしくうございますのでお願いできませんでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 遺留分とは、一定の法定相続人に対して最低限保証された相続分の割合のことです。例えば相続人の遺言書などで相続人が何も相続できなかった場合、相続人に民法上補償されている権利が遺留分です。相続人は請求手続きにより最低限の相続財産を確保することができます。このような遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由を認めつつ残された相続人の今後の生活保障など遺産に対する一定の期待を保護するために設けられております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 はい承知いたしました。それぞれで事情に違いはあると思いますが遺留分の相続分はあるにしても遺言書、遺言状の効果は大きいので遺産の相続については法定相続人である子どもたちが争いを避けるために、不安に思う方は是非この自筆証書遺言書保管制度を活用すればと思うところでございます。そもそも土地などを相続することは、法定相続人の義務なのか、権利なのか、またその必要性について簡単にお答え頂けませんでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 民法の896条では、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでないと定められております。この場合、権利とは一般的に財産ですね。義務とは債務と考えられます。相続の必要性のお尋ねについては、相続するか、相続放棄をするかというのは、の判断については、相続人、個人に委ねられております。という回答しかこちらの方ではできないところです。

〔13番 今泉藤一郎君〕これは義務、権利、義務、責務ということなんでしょうけど。これは当然必要性は私は十分にあるかと思えます。令和6年からですね相続登記制度が変わるようで、このことは、なくそう所有者不明土地ということですよ、この不動産登記推進イメージキャラクターとして「トウキツネ」もありますが、どのように変わるのか、わかりやすく簡単にお示し頂けないでしょうか。

〔松尾文則議長〕 税務課長代理。

〔網谷税務課副課長〕 先ほども申しましたが、これまで相続登記の申請は義務ではなかったため登記がなされないことが所有者不明土地の発生する要因となっておりました。改正不動産登記法の第76条の2の第1項により、不動産を取得した相続人は自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に所有権移転登記を申請することが法律上の義務となりました。そして正当な理由なく申請を怠った場合は、10万円以下の過料が課せられるということも行ってます。

〔13番 今泉藤一郎君〕 冒頭申しましたように、所有者不明の土地面積は国土の20.3%もあるんですよ。有田町内でも全国同様に老朽空き家や荒廃した土地などが相続されずにそのまま未登記の物件も現に存在しております。このままだと今後ますます増加する傾向にあります。また行政代執行により解体除却をする事案が発生し、増加することが予測できます。そこで周知も含めて不動産の相続の在り方について町は今後どのように考えているのかお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 空き家の除却等を行う上で相続の必要性は非常に感じております。空き家の管理や利活用の周知については、県から配布された冊子、危険な空き家にしないための管理方法や利活用方法についてアニメを取り入れて分かりやすくまとめてあります。これを周知の方に利用しております。令和2年度、令和3年度に総区長、区長さんへ配布をし、地区内の住民の方への紹介をお願いしております。また、空き家について町民の方に連絡をする際は、この冊子を同封して空き家の適正な管理を促しています。なお、空き家等について苦情を受け所有者を調べていくと、所有者は亡くなり相続ができてない物件が見受けられます。そうなれば所有者が判明するには相当の日数を要します。このような物件が続きますと相当な事務量も増し、事務が滞ってしまいます。町としましては、所有者がお亡くなりになった場合は、親族等の責任において適切に相続を頂き管理をお願いする以外にないと考えております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 ここでの話はそういうことになりますね。最後に、もしですね、もしとい

うか、有田町内にも実際現存はしていることなんです、隣接する所有者不明の老朽空き家が倒壊しですね自分自身の家に負の影響を与えた場合は誰にどこに申し出ればよいのですか、お尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 実際まだそういったところに直面したことはありませんが、まず、役場の方に相談を頂き、また我々の方で適切な内容、回答を考えて行っていきたいと思います。

〔13番 今泉藤一郎君〕 見るからに隣接する隣のご家庭にやっぱり倒壊して負の影響を与えるような物件もございます。この所有者不明、未登記物件に関しては、なかなか個人を特定したり請求したりすることは困難ですので、そういう場合がもしもあった場合には行政が受け皿にならなければいけないと思いますので、まだそういう相談とか、事案が発生していないうちにですよやっぱりこういう時はどうするっていうような、また相談を受けてどのようなところを紹介して連携をとりながらですよ解決していくというような方策、そういうのは事前に作成していく、おくべきだと思いますが、この辺は町長、副町長、どのように町として思われますか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今回、今泉議員が1本でこの件を質問頂きまして誠にありがとうございました。こういった問題意識自体がやはり町民の皆さんに我々もどう周知していこうかというところが課題でありましたので、今回の質問に答えることによって町民の皆様にもこういった空き家に対しての相続の件とか、そういったことも知るきっかけになったと思ってます。言われるように、やはり事が起きてから対応するのではなく、こういうことが想定されるというのは今の質問でもありましたように対応すべき担当課としっかり協議をしながら問題が起こらないように対応していきたいと思います。

〔13番 今泉藤一郎君〕 是非、全国的なものでもありますように、有田町内にも実際そういうのが現存しておりますので、ここはやっぱり有田町の責任としてそういった相談とかそういう負の影響を与えられたというような相談があった時に即対応できるような体制づくりを是非作って頂けませんでしょうか。総務課長よろしく願いいたします。口頭でお願いします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 これから空き家等がどんどん増えております。非常に町民の方からの苦情も頂いておるところでございますので適切に処理をしていきたいと思っております。

〔13番 今泉藤一郎君〕 承知いたしました。よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わり

ます。

〔松尾文則議長〕 13番議員 今泉藤一郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。

再開13時40分といたします。

【休憩13：27】

【再開13：40】

〔松尾文則議長〕 再開します。12番議員 梶原貞則君。

〔12番 梶原貞則君〕 議長の許可を得ましたので、12番 梶原貞則、質問をさせていただきます。今回の私の質問は、1番目に、少子化対策について。2番目に、有田工業高校の野球部が甲子園出場に対する支援をということで、この2点でございます。ご答弁の程よろしく願いいたします。少子化問題は今回でも質問がありました。また、私も去年もしたし、毎年出てくる質問でございます。本当に昨年2020年度の出生数は84万人、今年は妊娠届出数から算出した、今年の出生数、昨年の3.7%減ということで81万人程度と見込まれております。過去のデータを見てみますと第1次ベビーブームの昭和24年270万人、それからずっと減ったりして第2次ベビーブーム昭和48年1973年ですけれども209万人、一度100万人になった出生数が209万人を回復して、その後は次第に減り続け、平成27年2015年が100万人でありまして、平成28年には100万人を切って98万人、その後は30年、平成30年に92万人、令和元年には90万人を切って87万人、そして先ほど言ったように昨年が84万人、今年が81万人という予想でございます。このままでは来年はこの80万人を切るのではないかと危惧されるわけでありまして。さて、近年の有田町の出生数をお教え頂きたいと思っております。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 平成29年度から年度ごとに出生数を申し上げます。平成29年度149人、平成30年度99人、令和元年度123人、令和2年度111人、令和3年度につきましては4月から11月までで72人となっております。

〔12番 梶原貞則君〕 今年の11月までで72人ですね。もう妊娠届出数が多分出ていると思いますので、大体3月まで1年間の統計が分かると思いますけどそれは分かりますか。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 大体3月までで100人ちょっと超えるくらいだと思います。

〔12番 梶原貞則君〕 有田町の近年では2001年に218人とかありまして、その後200人を

切って少しずつ減っている。そして今年が100人、このままでは100人を来年切るのではないかと危惧するわけでございます。数年前までは中部小学校だけで1学年100人ぐらいいいたわけですが、4校合わせて小学生が100人と。それがまた100人を切ると。大変な状況になると思うわけですが、このことについて町長いかがお思いでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕我々も議員のご指摘のとおり、少子化対策についてはできるだけ対応するように様々な施策を考えておりますが、やはり一つ大きく言えることは生活様式というか、人生の設計自体が多様化になっておりまして結婚をしない、子どもを産まないという選択肢も増えていることが片方での原因ではあると思いますが、それはそれとしてやはり我々も子育てがしっかりできるような環境を整えるように今後とも政策をしっかりやっていきたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕有田町の他のデータがありますけれども、0歳児が107人、1歳児が113人、2歳児が129人、3歳児が134人、4歳児が150人、5歳児が161人と、こういうふうで大変少なくなっている。その前までは190人とか170人とかあったわけですが、現在の小学生の総数1,000人以上、3校、4校であるわけですが、5～6年後には700人台になると。大変減っていく。保育園問題も今いろいろ取り沙汰されておりますけれども1学年が100人またそれを切ると。4年後、5年後にはそういう子どもたち1学年に100人ぐらいいかない子どもたちを保育園が取り合いするとか、もっと減らさないかん、また小学校も数年、5年後、10年後には4校が3校にとか、2校にとか、中学校も10年後には1校にしなきゃいけないかと、今私たちがしている施策によって5年後、10年後の将来が非常に大きく変わっていくということだと思っております。岡山県の奈義町というところありまして、ここは子育て応援宣言の町ということで、こういう宣言を平成24年にされております。奈義町子育て応援宣言ということで、子どもたちは次代を担うかけがえのない存在で、奈義町を守り支えてこられたお年寄りと共に奈義町の大切な宝ものです。その子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは奈義町の未来であり、奈義町の希望です。子どもを産み育てやすい環境を作り、健康で心豊かなたくましい人に育てるには、私たち町民みんなの大切な使命であり、この取り組みを一層推進し、奈義町に住めば子育てが安心、奈義町は子育てがしやすい町との声が全国に広まることを目指します。その他の行政の役割を自覚し奈義町として子育て支援に一層力を入れ、子どもたちの元気な声と笑顔に溢れ子育てに喜びを実感できる町、家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え地域全体で子育てを支える町を目指し、ここに奈義町子育て応援宣言を行いますと。平成2

4年4月に奈義町、岡山県奈義町が宣言しておられます。それに伴っていろんな施策をされておるわけですが、例えば在宅育児支援手当、これは4歳未満の保育園に行っていない子どもたちに月々1万5,000円、在宅の育児に1万5,000円ですね、月々です。を支給する。また、高校就学支援。生徒一人に年額13万5,000円、約月々1万1,000円ぐらいですね。医療費が高校生までタダ、無料です。出産祝い金が一律10万円、ワクチン接種とか、おたふくかぜも全額無料とか、不妊治療が年20万円、5年間助成とか、保育治療の助成、月30万円とか、あ、年ですね。こういうことで子育てしやすい、やはり子どもを産んだときも、祝金の10万円もですが、産んだ後に高校とか医療費とかいろんなことがかかるわけです。そういうことに支援していこうということでございます。有田町もいろんな施策をされておりますけども、やはり今まで以上にいろんな支援が必要ではないかと思うわけですが、町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕では私の方からお答えいたします。子育て支援を取り巻く社会状況が刻一刻と変化をしている中で、町では第2期の子ども子育て支援事業計画に則り、必要な政策から取り組んでいるところです。また今後の人口減少を少しでも緩やかにするためには議員仰るとおり安心して子育てのできる町を目指し、少子化対策にも推進していく必要があると考えています。昨日は1番議員さんから子育て支援施策について、また、今年の9月議会においても5番議員さんから豊後高田市の取り組みをご紹介頂き、子育て支援施策の充実と子育て世代の定住促進についてのご質問等を頂いたところでもあります。町としては、これらの自治体の取り組みを参考にしながら関係機関と連携し、検討を行い、また町全体の政策や財政状況とのバランスを踏まえながら子育て支援の推進に取り組む必要があると考えております。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕やはり子育て支援に関しては、もう各議員からも質問あるように大変な課題だと思っております。その中でやはり先ほど課長申したように子育てだけをやっているわけではございませんので、社会的な扶助費等も毎年どれだけ上がるかということもあります。そういったところとバランスを考えながらその中で有田町らしく有田の子どもたちにとって良い子育て支援施策をこれからもやっていきたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕町長の有田町を幸せにする6つのプランということがありまして、その1番目に子育てする幸せ、子育て支援ということを挙げておられます。町長もまだ子育てする世代で

ありますので、一番そこら辺がお分りのところだと思って本当に町民期待するところだと思っております。やはりそこにまず子育て、産んだ、子どもが産まれないと子育てもできないということも、いの一番だと思っております。そこにもっともっと支援していかれたらどうだと思いうわけです。財政のこともいろいろありますけども、昨日の1番議員の質問でもふるさと納税のことが出ておりました。令和元年度の末で基金が13億4,000万円、昨年令和2年度末で17億6,000万円と、4億2,000万円も基金が増えております。是非、この中から子どもの医療費助成の1,900万円とか、定住促進事業に3,700万円、小中学校の施設管理事業に3,600万円とか、いろいろ使っているわけですけども使ってもまだ4億2,000万円も残る、また今年のふるさと納税は昨年にも増して好調で、かなり昨年より増えていると。また基金が増える見通しじゃないかと、やはりこれはこういう基金は上手く使っていく、特にそういう子育ての支援に使用してはいかがかと思うわけですけども町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕1番議員も仰られるとおり、やはりふるさと基金、ふるさと応援基金でもらった分はしっかりと子育て等に重要的に使っていききたいなと思っておりますので、個人的にはそういう使い方が一番、子どもを育てるといのが一番有田町にとって必要だろうと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕全国的に本当に一番最初言ったとおりに減っていくばかりであります。だから仕方がないじゃなくて、やはり有田町で初めて全国に先駆けてファーストペンギンになって少子化じゃなくて、多子化政策ということで増やすような施策をどんどんやって頂きたいと思いません。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕その第一歩として我々は夫婦会議というものを設けました。夫婦でしっかり話し合ってもらって今後のことも話してもらおうというところで、やはり離婚するとかないような夫婦関係を築いてもらえるような事業として捉えておりますので、そういったところを含めて子どもが産み育てやすい環境をどんどん作っていききたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕先ほど言った奈義町の子育て応援宣言ですけど、こういう宣言についてやはり有田町でもこういう宣言をしてはいかがかと思うわけですけども、町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕こういった宣言につきましては、来年度からの新体制を踏まえながら検討を行っていく必要があると考えております。

〔12番 梶原貞則君〕先ほど言ったとおりにやはり5年後10年後を作っていくのは町長、船長が町長とすれば、この有田町を導いていく船長は町長でございます。町長が今どっちに舵を切るか、そういうことによって5年後10年後の行き先が変わってくる。このままだと本当にどんどんどどんしぼんでいくような町になりそうだと本当に危惧するわけでございます。ぜひ舵取りをしっかりとって頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕議員がそうしぼむと思われるかもしれませんが私はしぼむとは思っておりませんので、今後もどんどん政策を打っていきたいと思います。その中でやはり子育て支援というところが皆さんから質問上がっているように非常に重要なことだとは思っておりますので、そこをしっかりとやっていく必要があると思っております。宣言に関しては新体制になってからということですので、宣言だけではいけなく、中身のこもった施策をやらないといけないと思っておりますので、皆さん、議員の皆さんからのご意見等も含めて、また私も子育て世代でありますので、友人、知人らと色々な意見交換をしながらしっかりとした子育て支援施策を練っていきたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕ぜひよろしく願いいたします。続きまして、2番目の質問でございます。有田工業高校の野球部に甲子園出場に支援をということで、先月に行われました秋の九州大会において有工野球部がベスト4という成績で、多分九州には4つの枠があるということで、選抜、春の選抜の甲子園大会出場がほぼ確定しているんじゃないかと思います。地域活性化のためにも是非支援をお願いしたいということでございます。振り返ってみますと、前回2013年の夏に有工が甲子園大会初出場をいたしました。私もこういう機会はどうもなかなかないと思って2度応援に行きました。特に初戦の岐阜県の大垣日大戦、この時は大会初日の開会式後の開幕戦ともあって、大勢の観客の中ですごい盛り上がりでございました。大垣日大は春の選抜で準優勝したこともあるような強豪校、常連校でございまして、前半は有工もノーヒット5回までは3対0と負けておりまして、なかなか落胆してたんですけども、7回に2点、8回に3点と獲って、最終的には5対4で勝ちました。特に最終のバッターを古川投手が三振に打ち取った、三振取った時は勝利の瞬間もう周りが総立ちで、周りの人知らない人ともハイタッチをして大変な盛り上がり感動でございました。本当に昨日のこのようにその感動を思い出されます。2回戦の静岡の常葉学園菊川戦は5対3で惜しくも敗れましたが、この時も8月14日のお盆休みということもあって、全国から有田出身の方々が応援に来られ初戦以上の大応援団でございました。もう有田に居る時よりも1日に会った有田の人は多かったんじゃないかと思うぐらいに本当に大応援団で、有

田が本当に一つになったなというような感じでございました。有田に帰ってからもしばらくは有工の話で持ち切りで、本当に有工のおかげで有田が一つになっていたなと振り返っております。今年の春もこの再現ができることを期待するところです。今回は春ということで3月18日から30日までの日程が決まっているということでございます。ちょうど陶器市の1ヶ月前ということでNHKとかのメディアに出ることで有田が紹介され、陶器市がもっともっと盛り上がるんじゃないかと期待するところでございます。前回の町からの支援、そのほかいろいろありましたらお教えいただきたいと思っております。

〔松尾文則議長〕生涯学習課長。

〔多賀生涯学習課長〕お答えします。前回、生涯学習課の方では夏の甲子園大会に出場した時なんですけど、有田町甲子園大会出場費補助金交付要綱というのがありまして、それに基づき補助金として限度額の500万円を交付したほか、懸垂幕、横断幕にかかる費用等で支援をしております。補助金の対象経費も言っているんですか。その時の補助金の対象経費ですけど、野球部員、部長監督、副部長含む旅費、宿泊費、野球部員のユニフォーム購入費、応援団、ここでは生徒と引率教諭になりますの旅費、宿泊費並びに応援に係る用具等の制作購入費、それと応援団の入場券購入費が対象経費となっております。甲子園が出場が決まれば生涯学習課としては同様の支援は必要かと考えております。

〔12番 梶原貞則君〕先ほども言ったとおりに陶器市の前ということで、また8年前と違い、みんながスマホを持っていて有工と言えばやはり検索してどういうところだろうと見たときに、若い人は陶器市とかは知らない人も多いかとも思いますけども、こういうことだったらちょうど5月に行ってみようとか、なかなかこのコロナの不況下で暗いニュースばかりの時に本当に明るいニュースだなど、本当に陶器市がどんどん盛り上がるんじゃないかと思うわけでございますけども、今まで以上に500万円はいいですけども、それ以上に例えば陶器市のパンフレットに有工出場記念とか、ホームページに載せるとか、いろんな前回と違ったPRの仕方があるかと思えます。それによって本当に町が元気になるんじゃないかと思えますけども、そのことについて町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕議員仰るように、やはりこの間の選抜、夏の選抜の時は本当に有田が盛り上がりましてまた盛り上がり再現できるというのは本当に今からでも心がワクワクします。やはり我々もいろいろアイデアを出して皿おどりの皿をとか、いろいろアイデアは出したんですけど、やはり規定の

中でありますので、ちょっと今お話あったようないろんな方法の仕方はあると思うので、特に有工はデザイン科もあります。アイデアとかもいろいろあると思いますので、我々でバックアップできることがあればいいなと思っております。15番議員からも質問あったように地域みらい留学の件とか、いろんな明るい話題もそこで提供できればなと思っておりますので、そこは議員の皆さんからいろんなご提案を頂きながらしっかりとPR、告知をしていきたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕15番議員が仰ったとおりに本当に有工の受験、元々は受験生が少ないということもあると思います。少子化もあると思います。その中でやはり有工にそしたら受験しようという受験率、受験者数がアップするんじゃないかと思うわけです。この機会にそういうPRを特に若い人達向けのPRがいろんなアイデアでできるかと思っております。前回以上に盛り上げていけるように是非お願いしたいと思うところがございます。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕今、IT系の企業とかに誘致をお願いして、ほぼ有工に行ってもらったり、佐大の地域芸術デザイン学部を見てもらったりしてます。その中でやはり有工生に対しての評価がものすごく高い社長さん達ですね、だからその社長さん達からもいろんなITとか情報発信に長けられている方ばかりですので、そういった方の知恵も借りながらしっかりとPRしていきたいと思っております。

〔12番 梶原貞則君〕この写真は本当に応援勝った瞬間の子どもたちの姿でございます。やはりこういう姿をもう一度みたいと思う次第でございます。ぜひ8年前の再現、またそれ以上の応援をできるように町からの応援を期待いたしまして、私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕12番議員 梶原貞則君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開14時15分といたします。

【休憩14：05】

【再開14：15】

〔松尾文則議長〕再開します。10番議員 古賀四郎君。

〔10番 古賀四郎君〕町長の、あ、失礼しました。議長の許可を得ましたので通告に従い、一般質問を行います。冒頭ではございますが、先ほど言い間違いましたけども、町長にお尋ねいたします。4月に、来年4月に町長町議選行われますけども、町長のご出馬のご意志の程お伺いしたい

と思います。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 出馬したいと考えております。1期4年間有田というところで土地を耕し田畑を起こしやっ種が蒔けた状態かなと思っております。次の1期でどんな花になるのか、どんな実になるのかわかりませんが、やらなければならない課題もたくさんあります。また、挑戦したい分野もたくさんありますので、御信任頂ければ2期目に挑みたいと思っております。

〔10番 古賀四郎君〕 健闘をお祈りいたします。それでは普通の一般事項に戻りまして、私も4項目上げておりますけども、これは順不同でちょっと私時間的余裕と、私の中の関連で質問の準備を進めていきたいと思っております。まず佐銀のATM問題、この件に関しましてはやっぱり佐銀内の出張所に移りまして、ATMの数がですね、町内以前は5箇所あったのが、佐銀内出張所が出来ましてATMが3箇所に減りました。そして減らされた地区それに伴い、やっぱりそれを利用していただいていた方、特に旧有田支店の上の方、それから中部支店ですか、駅前支店より下の方、西有田地区は役場の出張所内に新しくATMができておりますので問題ないんですけども、やっぱりそれ以上の方々はこちらだけデジタル社会の中で、ATMが依存度が高くなっている中で、やっぱり高齢者それから障害者の方とかそういった方が非常に今まで使えたのが使えなくなる、歩いていかなければならない、電車、バス、タクシーで最悪の時には行かなければならないという事態になっております。こういう事態になったのは初めから想定されていたのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 財政課長。

〔吉永財政課長〕 11月に有田支店と駅前支店、西有田出張所の方が統合されて、新佐賀銀行有田支店の方がオープンしております。これによりですね佐賀銀行のATMに関しましては有田支店、有田焼卸団地と役場の駐車場の方に設置されております。3箇所設置されております。こうなることは佐賀銀行さんの方のご意向だったと思えますし、役場の方としてもそこまでいろいろお話したわけではないので、ちょっとご質問に関してはちょっと想定内とも外とも言えない状況だと思います。

〔10番 古賀四郎君〕 当然だと思いますけども、やっぱりこっだけATMの利用率、デジタル社会、デジタル社会と言われてATMの利用率がやっぱり佐賀銀行さんはゆうちょと同じくらい高いと思うんですね。そういった中で、利便性の中で、そういった町の公有地を売って佐賀銀行さんがあそこに移転されたというところではやっぱりある程度の見込みを立てておくべきじゃなかつ

たんですか。そしてそれはともにやっぱり住民の方々または佐賀銀行さんに今まであったところのATMに関しては、ある程度町から要請すべき問題じゃなかったのかなというのが私の疑問点なんです。ですから、そこで佐賀銀行さんにできれば今までの2箇所、近くにおいてもらえるような要請をされているのであれば民間企業ですのでこちらからは何も言えないと思うんですけど。やっぱり最低限町側としてはATMの件に関しては要請すべきじゃなかったかと思うんですけどもいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 財政課長。

〔吉永財政課長〕 新佐賀銀行有田支店の方ですね、東出張所の方に新たに建設するにあたってですね、用地売買を進めるにあたってですね、当然ATMの設置の話等も出てきておりましたけど、なかなか佐賀銀行さんの方では非常に難しい話をされております。今回もご質問がございましたので佐賀銀行さんの方にお尋ねをしたところ、現段階ではちょっとATMの設置は非常に難しいということでした。ただ、今旧有田支店跡地につきましては、町の方で購入して活用する方向で今話を進めております。この中で町の方からATM設置の要望があつてですね、利用者が十分見込めるようであれば設置について検討するということでありました。ただ、今、ATMといましてもキャッシュレス等が進んでおまして、なかなか現金を持ち歩かないという生活が増えております。こういう中で佐賀銀行さんもなかなか厳しい状況判断をされると思いますけど、その辺に関しましてはちょっといろいろと話をしながらATMの設置要望等もしていきたいというふうに考えております。

〔10番 古賀四郎君〕 ただ、現金レスですね、キャッシュレス化も進んでおりますけども、先ほど言いましたように高齢者の方々とか、そういった、あと観光地ですので、やっぱり旧有田支店の付近は結構観光客の方も多いんですよ。いろいろ今から昨日の答弁でありましたように通例化している事業もしたいという答弁もありましたので、そういった意味でも先ほど課長が言われたように是非、まだ佐銀の跡地問題は片付いておりませんが、町が購入する意志があるならば先ほど言いました理由に伴い、ATMの設置は是非お願いしたい。駅前支店の代わりになるものをある程度内山地区と違って駅前支店は広くてほかの銀行さんもございますけども、そういった面でやっぱり佐賀銀行さんのネームバリューというのは大きいですので、そういったところも空き地等があれば有効活用して頂いて、それこそ町民サービスだと思うんですよね。一応民間企業さんに行政通してほしいからそこら辺は一生懸命努力している姿を見せるだけでもやっぱり違うと思うんですけども、そういった面のご努力はいかがでございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員ご指摘のとおり、やはりATMの数が少ないということは協議の間の時にも頭取に直接お話もいたしましたし、またオープン前後に関しまして過日頭取とお話しする機会がありましたので、その旨伝えております。やはりデジタルデバイトというか、そういったところで高齢者の方たちを取り置かないという政策も大事だと思っております。仰ったように観光客の方も非常に多いところでもあります。アリタセラのところにあるATMは本当に観光客の方もよく使っているなというのは私も見ておりますので、そういったところの使い方とニーズもあると思います。やはり佐賀銀行さんという民間企業でありますので、我々の気持ちはこれからも訴え続けていきますし、そのような必要性があるということは支店長とも一緒に聞いてもらえるように思っております。

〔10番 古賀四郎君〕 やっぱり姿勢ですね、住民の方にそういった姿勢を見せることも大事だと思いますので是非よろしく願います。次、ごみ袋問題、これもやっぱり佐銀内出張所でいいんですかね、正式名は。今の出張所の名前は正式名はなんとお呼びしたらいいんですかね。佐銀内出張所でよろしいですか。

〔松尾文則議長〕 財政課長。

〔吉永財政課長〕 普通に東出張所で大丈夫と思います。

〔10番 古賀四郎君〕 それではそれに統一いたします。これもやっぱり東出張所が移転してからの問題だと思うんですけども、以前、生涯学習センターに出張所が入っていた時、ごみ袋は金銭的な理由で扱えないということで、それは辛抱しなければいけないということで本庁まで皆さん買いに行かれたと思うんですけども。本格的に東出張所に移転してからも、今度は保管場所がないと。またなんか待ちぼうけ食わされた上にですね、なんか新たな理由を見つけれられたような感じで、保管場所がないから本庁まで買いに行ってくれと。だから大手の事業者の方はそれでいいですよ、ただ、小口の細々と商売なさっている方なんかは、やっぱり泉山中樽から行けば往復1時間かかるんですよ。そして前金で払わなきゃいけない、それですぐ現金で払わなければいけない、もうゴミ収集事業というのは赤字だとわかっております。これも町が住民サービスのために赤字を補填しながらやっている。だから業者の方の手数料も低く抑えられているのも分かります。しかしですね、やっぱり買いに行くのに、今、それを揃えとかなければ商売できないわけですよ。住民の方が必要なゴミ袋ですから。小さなお店であっても。そしてそれを買うのに往復1時間かけて現金で買いに行くとなると、相当な在庫を抱えなきゃいけないんですよ。もう

何回でも行かなくてもいいように。そして誰かに店番を頼んで買いに行かれるような状況も生まれております。そういった状況の中でやっぱり東出張所がオープンした中で小口、大口と対応を分けさせて頂いて、やっぱり保管場所等の問題があるならばそれに即応した対応をすべきじゃないかと思うんですけども、今後の対応はいかがでございましょうか。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 ゴミ袋販売に関しては、現在アウトソーシングで委託業務となっているため、現状では婦人の家でしか販売することができません。ただ、そのような要望があることを踏まえ、今後、委託内容等の見直しを検討したいと考えております。

〔10番 古賀四郎君〕 それは大いに期待するところでございますけども。東出張所の問題にしても先ほどから言いましたATM問題、ゴミ袋問題、なんか住民がね、置いていかれてる感じがするんですよ。それはオープンしたどたばたかもわかりませんが、やっぱりそういったところである程度隅々の住民の方々の意見というか、思い、行動、そういったものを考慮してなんて言いますか、サービスと言いますか、ある程度住民の思いを汲み取って、そういう町政が望ましいんじゃないかと思うんです。これはちょっと余談ですけども、我々も研修に行かせて頂いたんですけども、ある委員が機内でマスクを落としました。そしたら里帰りする学生さんの方がぱっと新しいマスクを出して良かったらこれ使ってください。そしてある駅にバスの、電車の時間内前に着きましたのでだいぶ時間があつたのでちょっと写真でも撮ろうかということになりましたら誰か知らない方がよそに来て写真撮りましょうかと、自ら来てですよ。そして後でお伺いしたらそれはその駅の駅長さんでした。そういった心の触れ合いといいますか、そのほかにいろいろありました。しかしですね、それがやっぱり旅している者、旅というか、言葉遣い悪いんですけども、訪れた者にとっては心が温まるお話です。そういったものが我々北海道に行きましたけど、魅力度ランキングは1位ですよ。5年連続。卑下するわけではじゃないんです。佐賀県はブービーですよ。そういったところでも有田町も観光地を目指すならばそういったおもてなしの心を自然と湧き出るようなやっぱりそういう行動が望ましい。ただ、こういう売り上げも低迷しているかすかすした気持ちになるのは分かりますけども、そういった面でやっぱり町長、実績ね、そういう面ばかり強調するのもいいんですけども、やっぱり心の豊かさとか、そういった面もある程度行政の力でなんとかせろというのもちょっとおかしな問題ですけどもいかがでございましょうか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕あまり手前味噌で言いたくないんですけども、うちの職員も秋の陶磁器まつり率先して写真を撮ったりとかやっております。私も自ら頼まれもしないのに撮ったりもします。その姿勢がまだまだ足りないということであればそういったところはどんどんやっていきたいと思っております。先ほどのごみ袋の販売に関してですけども、やはり町民の皆さんを置いてけぼりって思われるところがあるかもしれませんが、そこは知恵を絞ってできることがあるんじゃないかということで、しっかりと協議をするように今指示も出しております。人数が減っていく中、また費用がなかなか予算が付けられない中で、どうやって知恵を出すかというところは我々行政の今後の運営の大きなポイントになると思いますので、議員のご提案のとおりしっかりと考えながら皆さんの寄り添った政治ができるように頑張っていきたいと思っております。

〔10番 古賀四郎君〕当然、昨日も2番議員の方から秋の陶磁器まつりに関してですね、駐車場の問題とかいろいろありましたけど、それに反して観光客の方が喜んだ面も我々は知らないだけでいっぱいあると思うんですよね。そういった面も含めてやっぱり有田に来てよかったという心が芽生えるようなですね、町民の皆さん方が活動しやすいような雰囲気づくりも町政の一環だと思いますので、先ほど町長が言われたみたいにそういった面でもまたご指導の程お願いしたいと思っております。続きまして、観光協会会長の件ですね。ちょっと突然ですみませんが、町長11月の中でお休みはどれくらい取られましたか？

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕お休みはありません。

〔10番 古賀四郎君〕でしょ。こんな休みも取れないようなハードな日程の中ですね、さっき以前も観光協会会長人事について私も、私の、ほかの議員さんもですね、補助金活動費を出す側と出される側で町長がなんで会長をしなきゃいけないんだ。町長の自らの口で仰りにくいと思うんですけども、副町長よかったら町長にした経緯が分かりましたらよろしくお願ひしたいんですけど。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕仰るように、現在、有田観光協会の会長は松尾会長となっております。現在の有田町の厳しい経済環境の中ということが大きな原因ではあると思っておりますけれども、観光協会の理事の方から松尾町長へ会長就任の依頼がありまして、松尾町長としても観光振興に積極的に取り組みたいという思いもあられたことから引き受けて頂いたという経緯になっております。

〔10番 古賀四郎君〕ただ、11月は全然休みなしと。町長自体が。町長が若いからできるんじゃないですか。そういった方にですねこれは充て職かも分かりませんが、やっぱり会長職を引

き受けて頂くというのは、私は忙しい、休みも全然取れない中でですよ、引き受けること自体がちょっと今後どうなんですか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員は休みのことを言われますけど、私は休みは別に要らないと思っていますのでいいんですけど、会長を受けたのは、やはり会長の引き受け手がない厳しい中、やはり春にしろ、秋にしろ、雛のまつりにしろ、福岡に1日かけて行ったりとか、やはりそういったところでお金ももらってない状況の中で、快く皆さん自分の家業をせず会長職に選任ということは大変厳しいということもあります。その補助金云々に関しては私が会長だからということとは全くそこには付度はございませんので、そこは心配なさらなくて結構です。あと、山口知事も佐賀県観光連盟の会長に就かれておられます。特に珍しいことでもありません。私が町長として行った時に例えば観光庁にご挨拶行った時に観光協会のこともやってますということであればさらにいろんな観光面でのお話もできます。やはり私も観光面に力を入れていきたいと思っておりますので観光協会の会長を兼務することに関しては議員がご心配をされることは全くございませんのでこれからもお願いされれば受けるべきだと考えております。

〔10番 古賀四郎君〕 副町長、町長が休みなしで観光協会会長を引き受けられたことにどう思われますか。

〔松尾町長〕 休み…関係ないです。

〔10番 古賀四郎君〕 いやいや私は関係あると思っておりますので、町長は関係ないと仰られますけど、やっぱり働き方改革とかいろいろあつてますので、そこは町長がその意気込みは分かりますよ。そん中で副町長にお聞きしたいと思ひまして。

〔松尾文則議長〕 副町長。

〔福田副町長〕 観光協会の会長を引き受けるかどうかというのは基本的にはいろんな考え方あるかと思ひますが、最終的には個人の判断だと思ひております。

〔10番 古賀四郎君〕 わかりました。それと後その件に関しましてやっぱり町長そしたら有田町には人材はなかなかいらっしやらないと思ひます？埋もれているのか、発掘できないのか、いらっしやらないのか、いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 私が言うことではないと思ひております。また、前の、前山口町長が会頭の時に前の岩永正太町長と観光協会のこといろいろご協議をされた結果、商工会議所から観光協会というのが

抜けてしまってその受け皿として致し方なく有田町で受けた経緯がございますので、その辺の責任の取り方ということもあり、私に町長職が降って、町長に会長をとということもあると思います。本当にお金がない団体でありますので、私も兼務しながらでもしっかりとPRできるという今の会長職に関しては、むしろ頑張る自分の発奮材料になっておりますので個人的に判断してお受けしております。

〔10番 古賀四郎君〕他の団体に関してですね今充て職でいろいろやっている方もいらっしゃると思うんですけども、今後やっぱりそういったところは私は減らしていくべきじゃないかと思うんですね、だから適材適所で人材を発掘して頂いて、そしてまた役場の職員さんかなんか優秀な方いらっしゃいますので、それは仕事が被る場合もありますけども、そういった若い方の力を活かしてある程度軽減してやるのも一つの方法だと思うんですけども、将来に向けて充て職の方はどういうふうに思っていますか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕個人的にということではございませんけど、今、オール有田で花火すっけんということで各若者の6団体が集まりましてそういった事業をやっております。その中にも若くてやる気のある素晴らしい人たちがおられますので、その方たちが将来観光、私がしなくちゃと思ってくれる子が一人でも出ればいいですし、私もそういう方とコミュニケーション取りながらしっかりと早くそういった立場になってくださいということは強く私も思っております。また、若いかどうか皆さんの判断ですけど私も48歳ですので、そういった方たちと近い立場にあります。私になっていることによってそういった若い人たちにチャンスがあるんだと思ってもらえるような組織づくり、まちづくりをやっていきたいと思っております。

〔10番 古賀四郎君〕確かに町長言われるようにですね、今若い方どんどんどんどん出てきていらっしゃいます。だからそういった方をやっぱり言葉がちょっと悪いんですけども、殺さずですねやっぱり生かす、どんどんどんどん生かして登用して行って、その代の続く方たちをどんどんどんどん引きあがっていくようなですね、やっぱり充て職、充て職といいますか、代表職に就けて、やっぱり町の活性化は必要だと思うんですね。ですから町長が48歳で若さで引っ張っておられますけども、そういう方々もある程度見切りつける時は見切りぱっと付けて頂いて、一気に若返っても結構だと思うんですね。ですからそういった面で思い切った人事の登用というのを是非今後お願いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕 握りつぶしているわけでもございませんし、むしろそういった若い人材を活用することが私のミッションだと思ってますのでご提案のとおり一生懸命人材発掘に頑張りたいと思います。

〔10番 古賀四郎君〕 よろしくお願ひします。秋の陶磁器まつりについて、2番、5番からちょっとありましたけども、私は駐車場の問題でお話をお聞きしててですね、やっぱり秋の陶磁器まつりはたぶん駐車場がタダだったんですかね。そしたらやっぱり一番近いところは、感じるのは業者の方は結構そこに停めておられたケースが多々あったと思うんですよ。そしてやっぱり観光客の方が行った時には満員だということもありましたので。やっぱり陶器市の時にはそういうことは全部有料になりますので業者の方たちはある程度経費が掛からないようなところに止めて工夫していらっしゃるんですけども。今回の場合そういった面が出たんじゃないですか。そして今後の活用として、そういった面もよく業者の方よく話し合っ頂いて、先ほど言いましたようなおもてなしの心ができるようなせっかく来て頂くんだからということで、やっぱりそういった環境を整えて頂けたらなと思いますけども。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 議員が仰るように、出店される事業者の方とか、イベントに出演される方々とか、そういった関係者の方々が駐車場に観光客の方を優先すべきところではあるんでしょうけども、そういった方々が停められたというケースもあったという話は聞いておりますので、そのことも反省点として出ておりましたので、またそういう方々達のためには別の場所を見つけて、観光客の方に優先的に停めて頂くような方法を考えていきたいというふうに思います。

〔10番 古賀四郎君〕 以上で終わります。

〔松尾文則議長〕 10番議員 古賀四郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開14時50分といたします。

【休憩14：40】

【再開14：50】

〔松尾文則議長〕 再開します。14番議員 藤誠一郎君。

〔14番 藤誠一郎君〕 ただ今、議長から許可を頂きましたので通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。大変お疲れだろうと思いますが、後2人でございますので辛抱してください。今回の一般質問事項については、太陽光発電・EVバッテリー火災による消防危機管理体制の構築について1点のみでございます。今回なぜ、太陽光発電や電気自動車に関する質疑をしたかと言

うと、国内外の世論が国の方針によって原発の再稼働の流れと新エネルギーの政策への批判が動きが出ている背景があるからでございます。我々、地方自治体においても非常に困惑しているような状況でございます。質問内容に入ります。町内の状況を把握したいためにゆえに太陽光発電のシステムの普及実態について国が主導してきました省エネルギー政策などで私たちの生活環境は一変しております。太陽光発電や電気自動車に対する行政支援、導入や購入に関する補助金、助成金については町内でも成果が出てきたのではないかと考えております。個人や法人について具体的な数値をまず示して頂きたいと思っております。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 町では有田町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、平成22年7月から平成29年度まで個人の住宅に設置した太陽光発電システムに対して補助を行っております。補助対象期間での件数は509件、補助額は3,909万3,000円になります。

〔14番 藤誠一郎君〕 はいありがとうございます。平成22年7月から平成29年度末までということでは509件、約8年間ですね、約8年間で509件、約4,000万弱の金額を助成をしているということで理解したいと思っております。そこです、この8年間の基本的に一番助成をした時期がですねどういう状況になっているのか、ちょっと確認をしたいと思っておりますので、平成22年度からですよ、29年度までの要するに設置だけでいいですので、金額は構いませんので、答弁を求めたいと思っております。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 そしたら22年度からの件数を申し上げます。平成22年度54件、平成23年度109件、平成24年度129件、平成25年度71件、平成26年度64件、平成27年度26件、平成28年度27件、平成29年度29件となっております。

〔14番 藤誠一郎君〕 はいありがとうございます。この数字と金額含めて助成金を活用してない個人、法人もあろうかと思いますが、この辺については把握はされていないということですね。

〔松尾文則議長〕 住民環境課長。

〔岡本住民環境課長〕 補助金が出てない分については把握はしておりません。

〔14番 藤誠一郎君〕 ぜひですよ、後ほど言いますが、実態を、把握を、時間の許す限りで結構でございますので把握をして頂ければと思っております。自然災害などのメーカー保証がですね最低10年ぐらいだと思いますので、町内でも保証期間が切れている太陽光発電設備もあると推測されます。では、次にですね、具体的なリスクについて質疑をさせて頂きたいと思っております。太陽

光発電システムの火災リスク回避について行政対応、伊万里有田消防本部との連携についてでございますが、今年7月、静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害がございました。皆さんには記憶に新しい事案だと承知していると思っております。その上流部の森林を拓いて作られた太陽光発電施設の因果関係を指摘する声もあります。この土石流災害を受けですね、山梨県、隣の山梨県は盛り土や太陽光発電施設の緊急点検を開始しております。周囲は山に囲まれ、危険箇所は多いと判断をしていらっしゃると思います。また他自治体においても条例見直し等々が、動きが感じられるところでもあります。町もしくは県にはなんかしらの動きはその後あったのか答弁を求めたいと思います。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 町内の緊急点検につきましては、大規模開発地について県と町が緊急点検を行っております。また、全国の自治体で大規模な太陽光発電に対し防災の観点、景観の観点、自然保護の観点などそれぞれの地域ごとに違う観点から規制条例等を制定する動きもある一方で、再生可能エネルギーの推進も行っている自治体も数多く見受けられます。

〔14番 藤誠一郎君〕 ありがとうございます。特にですね、むずかしいのが、火災リスクの回避や事故対応、ここにモニターを用意しましたので、万が一の火災時の消防活動はかなり危険であると。これは平成25年度に消防庁から各都道府県に配布された事務連絡を抜粋したものでございます。簡単に説明すると、太陽光発電パネルの火災時に水での消火活動が危険ということ。これのことについては、通常生活では知らない知識でございました。町民への周知や消防本部との連携について現状の認識をお尋ね申し上げます。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 事故対応につきましては、消防署の方に確認をしております。設置業者への消火の方法を確認を行い、また粉末消火剤の使用を含めての消火活動を行うということになります。また消防本部等の連携につきましては、消防本部、消防署、消防団、役場と緊密な連携を、連携体制を常にとるということになります。町民の方への周知につきましては、防災行政無線の活用並びにイレブンテレビでのL字テロップなどを使い、町民の方への周知を図ることとなります。

〔14番 藤誠一郎君〕 今後ですね、今後、町内でも空き家、先ほど13番議員さんが仰いました空き家対策とか、空き家や放置された法人物件などがさらに増えてきます。ちょっとパネルBを出してください。例として、蓄電ユニットシステム不具合による火災発生や火災後の廃棄処分取扱なども想定のリスクに入ります。個人や企業で賄えることが出来ればいいわけでございますが、

町が負担すべき事案も可能性がないわけではない。今のうちに対策や対応できる事前事務を必要ではないかと考えるがいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 基本的には、廃棄物処分は個人負担となります。またそのような事例が出た場合についても、また我々としてもいろいろ協議を図っていった対応するところも出てくるんじゃないかと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕 このモニターをちょっと見て頂いてもわかるようにですね、パネルの廃棄や処分についてはパネルの種類によっては鉛、セレン、カドミニウムなどの有害物質があると。実はですね、これまでの太陽光パネルにおいては全てメイドインチャイナ、メイドインコリアでございます。今後どうなっていくのか分かりませんが、この数年ですね太陽光パネルについてはあまり情報が入ってきておりませんので非常にこの辺については今議論されておるんじゃないかなと思っておりますので、この辺についても事業をしながら廃棄処分についても実際ですねやはりきちんと交通整理をしてですね、して頂くような形じゃないといけないかなと思っております。次に移ります。電気自動車などに搭載されているバッテリーについての火災リスクについてであります。EVバッテリー、電気自動車火災対応についてはどうかということで、電気自動車、EVバッテリー搭載の数は急激に増えております。行政などが導入する車両、バス等も含みますが、電気や水素ガスなどの次世代型自動車も増加中であります。交通事故や自然災害によって車両火災が発生するリスクが考えられる。その際に一般的な消火活動ではなく、消火活動ではなく、専門的な対処が必要ということで、ちょっとモニターを見て頂ければと思います。まずですね、火災対応について、電気自動車の火災対応についてはですね、ガソリン車ならさっき言われましたように消火剤、ハイブリット、EVならば水といった単純なものではなく、現場での消防隊員が車の状態を見てガソリンが燃えているのか、バッテリー部分から出火しているのかを判断をし、泡消火材と水を使い分けているのであろうと考えて今おるんですね。現在、EV車とか、電気自動車を買う、購入する際については、ただ、バッテリーを冷却するために大量の水で消火を行うと書いてあるだけです。この辺についても理解をやっぱりしていかないとですね、非常に困るんじゃないかなと。そこで行政関連でEVバッテリー火災におけるリスク回避は具体的な動きはあるのか、ないのか、それについても確認をしたいなと思っております。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 これにつきましても消防署の方に確認をしました。議員さんが仰いますとおり、専

門的な対処が必要ということになります。EVバッテリー搭載車の火災につきましては、メーカーから構造等の情報を頂き、火災対応の研修を行っていくとごさいます。また、ハイブリット、水素自動車については自動車メーカーを招いてバッテリー等の離脱方法の研修や自動車のマニュアルを頂き、災害対応に備えていくこととされております。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕分かりました。では最後の質問です。自然環境保護、町内事業における行政支援後のフォロー体制とその必要性有無について。2021年、今年ですね、5月参議院で成立しました改正温対法。正式名称については、地球温暖化対策推進法とありますが。ゾーニングの取り組みが自治体の取り組みとして課されております。ゾーニングとは、地域の特性や野生生物の生息状況、人の暮らしなどについての情報を地図上に落とし込んで統合し、環境負荷が少ない開発に適した適地を明らかにする手法でございます。基本的にですねここは間違いなく適地であるということをはっきりと示していく手法であります。その中ではゾーニングのほかですね、様々な具体的な具体策が示されておりますが、今後は自治体を中心に地域関係者の参画が期待されております。風力や太陽光発電のための開発を行うとしても、その予定地が、予定地が自然環境に及ぼす悪影響があれば悪影響があれば意味がございませぬ。改正温対法での自治体によるゾーニングの自治体の努力に委ねる形であるため、実際にどこまで進むかは未知数であります。しかし世界の自然環境はもとより日本の自然も気候変動と影響にさらされてきております。温室効果ガス排出削減のための低エネルギー開発をいかに自然保護と両立していくか、改正温対法が成立したことによりまして今後は地域が、地域が主体となって、こうしたゾーニングなどを用いた取り組みを行っていく必要があるかと思ひます。町内でも具体的な動きに向けて研鑽していくべきではないかと考えますが、答弁を求めます。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕改正温対法のポイントとなるのが、ポジティブゾーニングとゾーニングです。ポジティブゾーニングとは、再生可能エネルギーの導入を促進する区域を設定する取り組みで、次のような考え方です。先ず再生可能エネルギー発電設備の設置に不適當なエリアを除外する。次に、設置が認められる調整エリアのうち積極的に設置を行うエリアを促進区域として抽出する。設置に不適當なエリアは環境省令や環境配慮基準に基づく区域を想定、具体的には絶滅危惧種の生育地や保護地域、居住地域や森林、鳥の営巣地などに近い場合も除外対象となります。生態系や居住環境などに配慮しながら町としましても再生エネルギーの導入が必要になってくると思ひますのでしっかりと検討していきたいと思ひます。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕やはりですね、皆さんもご存じだろうと思いますが、本当に地球温暖化という春か夏か秋か冬か分からんような気候変動でございます。まさしくですね、今、直面している課題がですね、もう今、そこまで来ております。この辺については本当に我々も議会も議員も勉強しなければなりません、やっぱり担当部局においても非常に研鑽を積まれていって頂ければと思います。以上、大きく4点について私から警鐘、提言を申し上げましたが、先月フランスでありました「COP26」国際会議も世界各地でエネルギー政策については重要不可欠な課題であるとして少しずつでございますが、我々の地域経済や自然環境への影響も出てくることと考えております。これからの危機管理のための体制整備に向けて、これからの危機管理のための体制整備に向けて、速やかに、速やかに町が町長がですねリーダーシップを発揮し、個人法人に限らず町内の自治会とも連携できるよう要望していきたいと思っております。例えば空き家物件調査時におきまして、太陽光発電システムの有無だけでもチェックできるのではないかなと思っております。ぜひですね、皆さんが意識を高めて頂いて具体的に進めていって頂ければと思いますがいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕関係機関、関係課と連携をとりながらその辺りはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕町長。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご指摘のとおり、やはり地球の温暖化と、防災のセミナーとかに行っても熱帯気候になっているという理解をしてくださいと言われる气象台の方もおられます。それぐらいやはり気候変動はもう遠い未来のことではなくてもう現実に起きていることなので、そこはしっかり対応していきたいと思っております。環境省ともうちも連携を結んでおりますので、その辺もしっかり環境省からも情報を頂きながらやっていきたいと思っております。空き家物件の太陽光に関しては、もうそれは見るだけでわかる、目視でできますので、そこは項目として付け加えて、そういった今、ご提案頂いたような内容のところにも留意しながら今後はエネルギーをもちつつ自然とどう共生していくかというところでまさにSDGsの考え方を行政としてもどんどん取り入れる時期というか、取り入れなければいけない時にきてますので、しっかりと関係各課と協議しながら執り行っています。

〔14番 藤誠一郎君〕本当にですねこれは他人事では、他人事ではない、やっぱり国の政策がコロ

コロコロ変わっていけば地方は困るんですね。そうしたことも含めて地方自治体がですねし
っかりですね、やっていかなければならんかなと思っておりますので、よろしく願い申し上げ
て私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 14番議員 藤誠一郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再
開15時25分といたします。

【休憩15：13】

【再開15：25】

〔松尾文則議長〕 再開します。9番議員 蒲原多三男君。

〔9番 蒲原多三男君〕 9番 蒲原多三男、ただ今、議長の許可を頂きましたので通告に従いまして、
一般質問を行います。本日は2点の項目になります。1項目は、学習用端末アプリの管理であり
ます。2項目は、弱者を生まない町社会づくりについてのお尋ねになります。1つ目の学習用端
末の管理につきましては、国のGIGAスクール構想に基づきまして、全国の小中学校に配備さ
れた一人1台の学習用端末によるアプリで、そのことによって誹謗中傷が発生していることを今
年の11月に読売新聞が報じておりました。その中のほんの2～3例ですが、例えば許可なく撮
影した友達の写真をおかしく見せる目的で数人が共有したり、IDパスワードを無断で使って不
正にアクセスしたり、授業中に相手の嫌がるイラストなどを送信したりなどのトラブル等々が上
げられておりました。このようなトラブルをいじめと認知している自治体もあったようでありま
す。佐賀県におきましては、まだ聞いてはおりませんが、そのうちの一つは九州の学校とされて
おりました。そこでお尋ねですが、PCやタブレットの端末の管理は各小中学校でどのようにさ
れているかをお伺いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 お答えいたします。学習用端末、有田町ではクロムブックを採用しております
けれども、このクロムブックの管理につきましては、保管しながら充電ができる充電保管庫で管
理しております。児童生徒が授業でクロムブックを使用した後は、この充電保管庫に端末を入
れて施錠をして保管をしておるところでございます。

〔9番 蒲原多三男君〕 子どもが勝手には触れないという意味でよろしいですね。

〔松尾文則議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 はい。そのようなことで結構かと思えます。

〔9番 蒲原多三男君〕子どもたちのことを思いやり今後もしっかりと見て頂くことを大いに願います。東京の中学校では、学校側が生徒の利用するSNSのパスワードを書かせた書類を提出させるという事態も発生しております。これは一部の学校が連絡を取り違えてしまったというものでもありましたが、今後も慎重に注意深くお願いいたします。町内の小中学校におきまして端末アプリ等での中傷やいじめはないでしょうか。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕町内の学校からの有田町ではクロムブックですので、クロムブックを使用したいじめ等についての案件の報告はありません。

〔9番 蒲原多三男君〕はいありがとうございます。今ご答弁頂いた子どもたちのトラブルではなく、GIGAスクール構想の実現へ向けた中で、何か問題点や障害になるようなことはなかったでしょうか。また、このことをもっとこのようにすればよかったのではないかとすることは、このGIGAスクール構想におきまして何かございましたらお尋ねしていきたいと思います。

〔松尾文則議長〕学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕学校用端末に限らずということになりますけれども、家庭ではタブレットやスマホ、パソコン等で容易にインターネットに接続してゲームや動画、不適切なサイトへのアクセスなど様々なトラブル問題等が考えられます。このインターネットに繋ぐということが誰とでも繋がる、開かれた世界となりますけれども、そこに一度流出した情報というのは永遠に残ってしまいます。また、いろんな人と繋がることができますけれども、顔を見たこともない人との繋がりの中でトラブルに巻き込まれる可能性もあるということなど、便利な反面いろんな問題もあるということを知っておく必要があると思います。また、このインターネットに関しましては、長時間使用することにより日常的に影響が出ることも含めまして、いわゆる情報モラル教育、ここにつきましても進めていきたいというふうに思っております。

〔9番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。何事におきましても今よりさらに良く改善は求められます。未来の宝、有田の宝、日本の宝でもある子どもたちのために、私共にできることは全力で取り組んでいきたいものと考えております。今、課長が申されたことは是非岸田さんにも話しておきます。ただ、岸田さんと会う機会はありません。続きましては、2項目目の弱者を生まないまちづくりの質問に移りたいと思います。ベーシックサービスについてまず一言申し上げます。医療・介護・教育など生きていく上で誰もが必要とするものことです。さらに皆が負担者となり、そのことによって豊富な税収を確保し幅広い層を受益者にとという考え方です。

慶應義塾大学の経済部教授の井手英策先生という方が述べられております。このことにより全ての人の生活保障を強化するという考え方を今後日本で進めていったらどうかと提案されておりますが、このことについて何かお考えがありましたら伺いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕お答えします。無償または少ない負担で社会保障サービスを受けられることは住民の方にとって大いに安心につながることで思っております。現在、医療・介護等につきましては、所得に応じて税率、利用率が設定されており、個人の一部負担金についても所得に応じて差をつけて応分の負担を求める傾向になってきております。しかしこのことにより、全ての方のご負担感が同じになっているかどうかは判断が難しいところだと思っております。町としましては、社会保障費に対する国の今後の政策動向について注視しながら財政面の問題はありますが、町のレベルで支援ができることを考えていくしかないと思っております。

〔9番 蒲原多三男君〕このことについては、私は今すぐ何かをやれとか、いつから政策として実行しますとかは言う思いではなくて、将来へ向けての取り組みとして考えを今後変えていく方向の時代に来ているのではないかと思います。ベーシックサービスを無償化していけば生活保護の中の医療扶助、介護扶助、教育扶助を失くし、つまり救済されるを小さくし、サービスを利用する権利が大きくなる、誰もが堂々と病院に行き、介護を利用し、大学に行ける社会、弱者を救済するから、弱者を生まないへの転換になります。このことについてはどう思われるかお聞きしたいと思います。このことは直ちには申しませんが、例えば今は1,100円の本は10%の消費税で100円かかっていますが現物は1,000円です。私たちが日常的に購入する商品で1,000円の品物が1,160円になるとします。60円アップの分が福祉、有田町内のためだけに使われるとしたら町民の方々も目的がはっきりわかっていると思います。福祉税とか、有田より良く税とか、税という言葉が付くと何か取られているというイメージもあるのではないかと思います。それを例えばですが、「あなたの積立」とか「暮らしの貯め増(ます)」「ます」というのは、増加の「増」ですね、と銘打って、全国的の中でも何か先駆的な取り組みができないと思いますが、町長この考えに関して何かございましたらお尋ねしたいと思います。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕税に関しましては、なかなか国のことでもありますので難しいと思いますが、今、何々「増」みたいなアイデアございました。そのようなことがすぐできるかというのが難しいと思いますが、いろんなことでいろんな議員ご提案のアイデア等を活かしながら何かそういったことが

できないか、検討してみたいと思います。

〔9番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。法律の問題もあるでしょうし、一自治体でやれる範囲も限られる面もあると思います。そういう中で有田町独自の福祉、社会保障の整備を考えていければと思います。③最後の項目に移りたいと思います。日本のデジタル化が諸外国に比べ20年以上遅れていることがこのコロナ禍の中で明白になったように感じられます。オンライン教育、テレワーク、遠隔医療、さらに電子政府や電子自治体なども様々な行政サービスのデジタル庁の創設などで少しは前に進んでいくのではないかと思います。ユニバーサルデザインとは年齢・差別・能力・体格などに関わらず、より多くの人ができるだけ使えるよう最初から考慮して、町、物、情報、サービスなどを作るという考え方と、それを作り出すプロセスと定義されております。今からもより以上のユニバーサルデザインが求められていくと思います。例えばですが、車いすが乗れるエレベーターはベビーカーやキャリーケースを持つ人も使います。音声で読めるようにデザインされたウェブサイトや電子書籍は視覚障害者だけでなく高齢者や発達障害者、外国人も情報を受け取れます。さらに幅広くなっていることとして、日本は高齢化率28.4%で世界1位になっております。成人人口の割合も、この成人人口の割合の半分が成人以上の人口の半分が既に50代を超えている。身体障害をお持ちの方の73%の方が65歳以上、この30年で3倍以上に増えております。今まではバリアフリー法は公共の場を中心として進められているユニバーサルデザインを努力義務に止めてきましたが、このユニバーサルデザインについての法律がないのは先進諸国の中では日本だけと言われております。この今後、新しい建物ばかりではなく、既存の建物においても行政の根底にユニバーサルデザインという考え方を根本においていったらどうかと思いますがいかがお考えでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕お答えします。町の障害者プランにも掲げておりますが、障害者の方などが地域の中で自立した生活を送り積極的に社会参加をして頂くために建築物・道路・交通・情報などにおけるバリアを取り除くことはもちろんのこと、障害者に対する理解促進を図り、ユニバーサルデザインの考え方のもと、全ての町民の方が安心安全に生活できる環境整備を整えることが重要であると認識をしております。仰るとおりこれまで以上にバリアフリーの必要性は増していくと思います。設備関係につきましては、即座の対応は難しいところですが、情報発信の方法やサービスの在り方等につきましては、ユニバーサルデザインを意識して進めていければと考えております。

〔9番 蒲原多三男君〕特に日本のというか、現状においてはですね、一度にはいかないかもしれませんが、このPC等の使用利用、今、課長が言われたように、今まで以上に幅広い人を対象に施策を練っていくべきではないかと思います。このユニバーサルデザインあるいはバリア管理含めて町長の所見も何かあったらお尋ねをしたいと思います。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕ユニバーサルデザインの件とか、DXの件でご提案ありがとうございました。やはり日本は課題先進国であると思っております。高齢化の話もそうですが、やはりこれからは多様化の時代だと思っておりますので、先ほど14番からのご提案もあったように自然とどう共生していくのか、もう一つはこういった多様化のニーズにどう答えていくのかということも課題だと思っておりますので、ユニバーサルデザインという考え方のデザイン思考をしっかりと行政の中でも取り組んでやっていきたいと思っております。

〔9番 蒲原多三男君〕より以上にですね今後も私どもも含めましてユニバーサルデザインという発想をもっていきたいと思っております。いずれにいたしましても有田町に住む人、暮らす人、生活する人が少しでも前に繋がっていければと願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕9番議員 蒲原多三男君の一般質問が終わりました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会15:43】